

平成29年 9 月26日（火曜日）

第 7 号

平成29年第3回北海道議会定例会会議録

第7号

平成29年9月26日（火曜日）

議事日程 第7号

9月26日午前10時開議

日程第1、道下大樹君の議員辞職許可の件

日程第2、議案第1号ないし第32号、報告第1号

ないし第4号及び諮問第1号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1から日程第2

出席議員 (99人)

議長	101番	大谷	亨	君
副議長	70番	勝部	賢志	君
	1番	菊地	葉子	君
	2番	阿知良	寛美	君
	3番	浅野	貴博	君
	4番	安住	太伸	君
	5番	池端	英昭	君
	6番	川澄	宗之介	君
	7番	小岩	均	君
	8番	内田	尊之	君
	9番	大越	農子	君
	10番	太田	憲之	君
	11番	加藤	貴弘	君
	12番	久保秋	雄太	君
	13番	清水	拓也	君
	14番	千葉	英也	君
	15番	塚本	敏一	君
	16番	道見	泰憲	君

17番	船橋	賢二	君
18番	丸岩	浩二	君
19番	梅尾	要一	君
20番	菅原	和忠	君
21番	中川	浩利	君
22番	畠山	みのり	君
23番	藤川	雅司	君
24番	白川	祥二	君
25番	新沼	透	君
26番	赤根	広介	君
27番	田中	英樹	君
28番	中野渡	志穂	君
29番	佐野	弘美	君
30番	宮川	潤	君
31番	荒当	聖吾	君
32番	安藤	邦夫	君
33番	山崎	泉	君
34番	佐藤	伸弥	君
35番	沖田	清志	君
36番	笹田	浩	君
37番	松山	丈史	君
38番	市橋	修治	君
39番	稲村	久男	君
40番	梶谷	大志	君
41番	笠井	龍司	君
42番	中野	秀敏	君
43番	野原	薫	君
44番	花崎	勝	君
45番	三好	雅	君
46番	村木	中	君
47番	吉川	隆雅	君

48番	吉田祐樹君	85番	三津丈夫君
49番	佐々木俊雄君	86番	平出陽子君
50番	田中芳憲君	87番	吉田正人君
51番	富原亮君	88番	岩本剛人君
52番	八田盛茂君	89番	遠藤連君
53番	松浦宗信君	90番	布川義治君
54番	東国幹君	91番	加藤礼一君
55番	内海英徳君	92番	喜多龍一君
56番	大崎誠子君	93番	竹内英順君
57番	小畑保則君	94番	本間勲君
58番	角谷隆司君	95番	伊藤条一君
59番	小松茂君	96番	川尻秀之君
61番	長尾信秀君	98番	神戸典臣君
62番	中司哲雄君	99番	高橋文明君
63番	藤沢澄雄君	100番	和田敬友君
64番	村田憲俊君	欠席議員(2人)	
65番	北口雄幸君	60番	千葉英守君
66番	小林郁子君	97番	釣部勲君
67番	橋本豊行君	<hr/>	
68番	広田まゆみ君	出席説明員	
69番	道下大樹君	知事	高橋はるみ君
71番	中山智康君	副知事	山谷吉宏君
72番	大河昭彦君	同	辻泰弘君
73番	志賀谷隆君	同	窪田毅君
74番	吉井透君	総務部長	中野祐介君
75番	真下紀子君	兼北方領土対策本部長	橋本彰人君
76番	森成之君	総務部危機管理監	佐藤嘉大君
77番	金岩武吉君	総合政策部長	黒田敏之君
78番	池本柳次君	総合政策部監	小玉俊宏君
79番	滝口信喜君	交通企画監	佐藤敏君
80番	須田靖子君	環境生活部長	阿部啓二君
81番	高橋亨君	保健福祉部長	田辺利信君
82番	佐々木恵美子君	経済部長	小野塚修一君
83番	三井あき子君	経済部食産業振興監	
84番	星野高志君	農政部長	

水産林務部長 幡宮輝雄君
建設部長 渡邊直樹君
財政局長 森隆司君
財政課長 猪鼻信雄君
秘書課長 三橋剛君

総務課長 岩淵隆君

議会事務局職員出席者

事務局長 赤石剛司君
議事課長 小山志津生君
議事課主幹 本間治君
議事課主査 中澤正和君
議事課主任 林幸雄君
同 小倉拓也君

教育委員会教育長 柴田達夫君
教育部長 佐藤寛君
兼教育職員監
学校教育監 村上明寛君

午前10時1分開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。

報告をさせます。

〔小山議事課長朗読〕

1. 本日の会議録署名議員は、

中野渡 志 穂 議員
佐野 弘 美 議員
宮川 潤 議員

であります。

1. 日程第1、道下大樹君の議員辞職許可の件

○議長大谷亨君 日程第1、道下大樹君の議員辞職許可の件を議題といたします。

道下大樹君から、本日付をもって議員の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

道下大樹君の議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、道下大樹君の議員の辞職を許可することに決定いたしました。

1. 日程第2、議案第1号ないし第32号、報告第1号ないし第4号及び諮問第1号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第2、議案第1号ないし第32号、報告第1号ないし第4号及び諮問第1号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

三好雅君。

○45番三好雅君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問をしてまいります。

初めに、離島振興について伺います。

本年4月1日より、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法が施行され、北海道では、礼文島、利尻島及び奥尻島の3島、4町が特定有人国境離島地域に指定されたところでございます。

特定有人国境離島地域は、領海等の保全などに関する活動の拠点として、極めて重要な機能を有していることから、国においては、その地域社会を維持していくため、総額で50億円の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金による支援制度が講じられたところであります。

道においては、この法律に基づき、特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する北海道計画案を策定し、今月11日の総合政策委員会で報告されたところであります。

この計画案によりますと、特定有人国境離島地域である礼文島、利尻島、奥尻島においては、20年間で38.6%の人口減少となっており、道全体の5.5%と比べ、その減少が非常に著しい状況となっているところであります。

また、高齢化率も、平成27年国勢調査において、特定有人国境離島地域は36.1%と、全道平均の29.1%に比べて高くなっているなど、離島地域を取り巻く環境は大変厳しいものと認識しております。

そこで、計画案についてお伺いをいたします。

現在、新たに創設された国の特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用して、道及び離島4町が、地域社会の維持のための施策を展開しているものと認識しております。このうち、離島の住民の航路と航空路の運賃を引き下げる事業については、離島と北海道本土間及び離島間が対象となっております。

特定有人国境離島地域に指定されている利尻島と奥尻島は航空路がありますが、礼文島の空港は休止をしているため、礼文島の方々は利尻空港を利用することになります。

しかし、礼文島民が利尻空港を利用して札幌との間を往復すると、礼文島民は、利尻島民より1泊多く札幌か利尻に宿泊しなければならない現状が続いておるところであります。

また、礼文島の方々が飛行機を利用して札幌に来る場合、その利便性のために、多くは稚内—新千歳線を利用しておりますが、ほかの島と比べて不便な上に、稚内—新千歳間は、国の交付金による運賃引き下げの対象となっていない状況にあります。

私といたしましては、礼文町を初め、特定有人国境離島地域に住む全ての人々にとって、本土と離島を結ぶ交通アクセスの利便性の向上が、航空路の活用も含めて図られることが重要と考えるところであります。

道として、こうした交通アクセスの問題にどのように対応していくのか、伺います。

また、離島地域の住民の方々から、本土と比べて生活物価が高いという声をよくお聞きしま

す。これは、北海道本土から離島への輸送費がコストとなっているためであり、例えば、宅配便で離島へ荷物を送ると、道内の他の地域に送るよりも割高になる現状があります。

今回の国の交付金制度による輸送コストへの支援は、離島から本土に運ぶ海産物と、その海産物のための運搬資材の離島への輸送にとどまっており、離島住民の日常生活に必要な食料品や日用品のほとんどが対象となっていないことから、依然として物価が高い状況が続いております。

本計画案においては、こうした生活必需品に関する物流コストの軽減を掲げておりますが、道としての見解をお伺いいたします。

特定有人国境離島地域は、その位置関係から、今後、近隣諸国との交流が活発になることが期待される一方で、近いために、隣国との摩擦が生じた場合、大きな影響を受ける可能性があります。

このような状況の中、離島の住民の生活を維持し、人の往来、産業、物流の活発化を通じた地域経済の活性化を図っていく特定有人国境離島地域の振興は大変重要と考えております。

今後、道として、道計画によって、礼文島、利尻島及び奥尻島の振興をどのように進めようとしているのか、見解を伺います。

次に、移住施策について伺います。

近年、人手不足が全国的に大きな問題になっておりますが、人口減少や高齢化が進んでいる道内においても同様の状況にあることから、移住施策を初め、人材の確保が今まで以上に重要となっていると思われま

す。このような中、道では、都市部の若者が、一定期間、地域で働き、滞在しながら、地域の暮らしを学ぶ、ふるさとワーキングホリデー事業を昨年度から実施していると承知しております、人手不足の解消の面でも効果があったと思いますが、どのように取り組み、どのような効果があったのか、お伺いをいたします。

このふるさとワーキングホリデー事業のように、一般的な観光と違い、地域で実際に暮らし、地域の本当のよさを知り、体験する機会が、特に若い方々から求められているのではないかと考えております。このような取り組みは、直ちに移住につながるものではないとは思いますが、着実に交流の輪が広がり、将来の移住につながるものと考えます。

これまでの移住施策では、ターゲットは、シニア世代から現役世代が中心であったと思いますが、今後、先を見据え、学生等の若い方々を呼び込み、呼び戻す取り組みを積極的に進めていくことが必要と考えます。道としてどのように対応していくのか、お伺いをいたします。

道では、昨年度、東京に移住のワンストップ相談窓口である北海道ふるさと移住定住推進センターを開設するなど、移住施策の充実を図ってきていると承知しておりますが、他県においても移住施策を積極的に展開されており、地域間の競争はますます激しくなっていると思われま

す。これまで、道は、市町村、民間と連携して、体験移住「ちょっと暮らし」の住宅整備や利用促進など、さまざまな取り組みを行ってきたところでありますが、人手不足の解消の面からも、若

い方々に対する働きかけも含め、より効果的な取り組みを進めていくことが重要になってくると考えます。

道として、今後、どのような考え方で移住施策を進めていくのか、お伺いをいたします。

次に、夜間中学について伺います。

夜間中学については、国において、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学を設置することを旨とする方針を掲げ、設置促進のための取り組みを積極的に進めていますが、本道においてははまだ未設置の状況であり、我が会派としても、道内における公立夜間中学の設置に向け、質疑を重ねてきているところでございます。

このたび、教育長は、我が会派の同僚議員の質問に対し、いわゆる教育機会確保法の趣旨を踏まえ、夜間中学に関して連絡調整などを行う協議会を年内をめどとして設置し、公立夜間中学の設置に向けた検討を進める旨の答弁をされました。

夜間中学については、地域の実情や時代の変化に即して、戦後の混乱期などにおける義務教育未修了の方々に加え、近年の不登校などによるいわゆる形式卒業者など、多様な対象の方々が就学を希望されることになるのではないかと考えますが、本道における公立夜間中学の必要性について、知事はどのようにお考えなのか、見解を伺います。

次に、道消防防災ヘリコプターについて伺います。

離島を有し、広大な本道において、道民の安全、安心を確保するためには、道の消防防災ヘリコプターが担う役割は非常に大きいものと考えますが、全国的な操縦士不足等の影響により、平成26年度から、24時間運航が困難となり、1日12時間運航となっており、我が会派においては、これまでも、24時間運航体制の早期確保を求めてきたところでございます。

そうした中、さきの第1回定例会において、24時間運航体制を確保するため、平成34年度を目標に、道警察との共同運航体制を構築するとの答弁がありまして、道の消防防災ヘリコプターの今後の24時間運航体制の確立に向けた枠組みが示されたものと理解をしておるところであります。

平成34年度の共同運航に向けて、道警察において、ヘリコプターの操縦士等の養成確保等を行うと承知しておりますが、円滑な運航体制の構築に向け、今後、どのようなスケジュール感を持って共同運航を進めていくのか、伺います。

また、共同運航の開始、つまり24時間運航体制が整うまでには、今後、数年間の期間を要することになりますが、道としては、この間、道民の安全、安心の確保に向け、どのように取り組んでいくのか、あわせてお伺いをいたします。

広域分散で、医療資源が偏在している本道においては、消防防災ヘリコプターの24時間運航体制を確保していく必要があると考えますが、共同運航により、道の消防防災ヘリコプターの運航体制の充実強化をどのように図るのか、知事の認識を伺います。

次に、飲酒運転対策について伺います。

北海道飲酒運転の根絶に関する条例が平成27年12月1日に施行されてから、1年9カ月が過

ぎ、これまでの間、道や道警察及び関係機関・団体により、さまざまな取り組みが実施されてきたものと承知をしております。

その結果、飲酒運転による交通事故は、昨年と同時期と比べ、発生件数、死者数、負傷者数ともに減少しておりますが、本年の3月と4月には札幌市内で、また、先月には渡島管内で、飲酒運転による逮捕事案が発生したことから、条例に基づく緊急対策を実施するなど、いまだに飲酒運転そのものの根絶には至っていない状況であります。

平成26年の小樽市で4人を死傷させた飲酒ひき逃げ事件、27年の砂川市で一家5人を死傷させた飲酒暴走事件を引き起こしたような悪質なドライバーや、見つからなければよいといった、遵法精神そのものが欠如したドライバーへの対策、あるいは、タクシーや代行業者等、交通機関が不十分な地方に居住するドライバーへの対策など、飲酒運転を根絶させていくためには、子どもたちが成長したときに、飲酒運転をしないことが当たり前である社会環境を築き上げていくことが重要と考えます。

そのために、根本的な問題は何で、その問題に対してどう取り組む考えか、見解を伺います。

次に、飲酒運転根絶ロゴマークについてお伺いをいたします。

飲酒運転根絶ロゴマークは、本年の6月、飲酒運転の根絶に向け、道民や道内企業、関係機関はもとより、観光で道内を訪れた方々ともその意識を共有する観点から、道だけではなく、各関係機関・団体や民間企業などと連携協調を図って、飲酒運転を根絶するための象徴として、新たに作成したものと承知をしておりますが、普及が十分に進んでいないように感じております。

今後、より多くの人たちに浸透し、活用を図ってもらうため、どのような手法により、さまざまな方々に共感してもらえ環境を整えていく考えなのか、お伺いをいたしたいと思います。

次に、災害発生時における中小企業対策について伺います。

昨年、本道に甚大な被害をもたらした大雨災害から、はや1年が過ぎたところであります。

一連の大雨で、道路や鉄道といったインフラ関連に加え、農業、水産業、さらには、地域経済と雇用の担い手である中小企業者においても、事業用資産が被災したり、交通網の寸断により宿泊予約のキャンセルが相次いで発生するなど、さまざまな業種で大きな影響を受け、今なお、復旧に向けて頑張っている事業者も多いと聞いております。

一方、オホーツク管内と私の地元・宗谷管内においては、平成26年末の爆弾低気圧により、地域の基幹産業であるホタテガイが壊滅的な被害を受け、その水揚げ量は、いまだ回復に至っていない状況にあります。

地域の水産加工業者は、原材料の不足により売り上げが減少し、企業経営に大きな影響を受けるとともに、来年以降、資源が回復すると言われていた中、操業規模の縮小に伴い、一度離職したパート従業員を再度確保しなければならないなど、雇用の維持も大きな課題となっているところでもあります。

近年の異常気象による大規模な自然災害が、日本各地で大きな被害をもたらしており、本道においても、いつ被災するかわからず、予断を許さない状況にあると考えます。

今後、本道が自然災害による被害を受けた場合、地域経済の牽引役である中小企業者に対し、道はどのような対策を講じる考えなのか、伺います。

次に、道外からの入学者の受け入れについて伺います。

これからの高校づくりに関する指針の素案においては、地域特性なども踏まえながら、道外からの推薦による入学者の受け入れの拡大について検討することとしています。

道教委では、これまでも、全日制課程の農業科、水産科などを設置する一部の高校の推薦入学者選抜において、道外からの生徒の出願が可能となるよう、入学者選抜の改善を図ってきたものと承知しており、ことしの入学者選抜においても、9校に22名が出願し、12名が入学していると聞いております。

また、中には、卒業後も、専門的な学習を生かし、地元の企業などに就職している生徒もいるということであり、北海道の豊かな自然環境を生かした教育活動に憧れて入学してきた生徒が、北海道の基幹産業である農業と水産業を担う人材として活躍していることは、地域振興にとっても望ましい姿であると考えております。

こうした中、礼文町が、ことし9月、道教委に対し、普通科の礼文高等学校についても、道外からの生徒の受け入れが可能となるよう要請を行ったと承知しております。

礼文高校では、学校設定科目の高山植物や水産海洋基礎等の学習を通して、礼文島の自然、産業について理解を深める礼文学という特色のある教育活動に取り組んでおり、地域特性を生かした魅力ある高校づくりであると私は考えております。

農業や水産に関する学科を置く高等学校と同様に、こうした高等学校においても、道外からの入学者を受け入れる方向性を打ち出すべきと考えますが、教育長の見解を伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）三好議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、特定有人国境離島地域の振興についてであります。離島地域では、人口減少や高齢化、産業における担い手の不足などの課題を抱えているところであり、今回の道計画においては、国の国境離島地域社会維持推進交付金などを効果的に活用しながら、離島航路や航空路の運賃の引き下げを初め、地域産品を活用した商品開発、滞在型観光の促進などに取り組んでいくこととしているところであります。

道といたしましては、こうした取り組みを通じて、食、観光といった離島ならではの魅力を一層磨き上げ、雇用機会の拡大や、移住、定住の促進を図るとともに、割高となっている生活必需品などの課題については、離島町との連携を密にして、国に対してさらなる支援の要請を行うなど、計画の目標である人口の社会増を達成できるよう取り組んでまいります。

次に、移住施策に関し、若年層に向けた取り組みについてであります。道内の各地域においては、産業の担い手となる人材の確保が大きな課題となっており、移住施策を推進するに当たり、学生を初めとする若年層への働きかけは、今後ますます重要になると認識をいたしま

す。

このため、道においては、従前から首都圏で実施をしております就職相談会に加え、昨年度締結した、首都圏の大学との協力連携協定などにより、学生などのU・Iターンに取り組むとともに、ふるさとワーキングホリデー事業やローカルワークの情報発信を開始するなど、若い方々を意識した移住の取り組みを進めているところであります。

道といたしましては、今後、ワーキングホリデー参加者などとのネットワークづくりや、就業体験の機会の充実に取り組むなど、都市部の若い方々に対する一層のアプローチに努めてまいりる考えであります。

次に、今後の移住施策についてであります。本道では、人口減少が全国を上回るスピードで進行する中、地域の活性化のみならず、地域経済を維持していくためにも、都市部の若い方々の移住を促進していくことが重要と認識いたします。

道といたしましては、U・Iターンによる就業の促進や、農林漁業の担い手の確保などの取り組みと一体的な展開を図りながら、ふるさと移住定住推進センターを拠点に、幅広い世代に北海道への移住を働きかけるとともに、今後は、道内の仕事に関する情報発信を強化し、移住された方々と都市部の若者との交流会を年内に首都圏で開催するなどして、若年層を初め、幅広い世代の移住、定住の促進に取り組んでまいります。

次に、公立夜間中学についてであります。公立の夜間中学は、小中学校における就学の機会を提供されずに学齢期を経過してしまった方々などにとって、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として、重要な役割を担っているものと認識いたします。

こうしたことから、私といたしましては、本道の教育行政の目標や施策の根本となる総合教育大綱において、道民の全ての方々の学びの場を確保する観点に立って、学びのセーフティーネットの構築などを基本方針としてお示したところであり、今後とも、道教委や関係機関との連携を一層密にしながら、公立夜間中学について、必要な検討を深めてまいります。

次に、消防防災への運航体制についてであります。離島を有し、広大な本道において、道民の安全、安心の確保を図るため、平成34年度を目標に、道警察との共同運航による消防防災への24時間運航体制を構築することとしているところであります。

これにより、操縦士など、運航に必要な人材の計画的な育成が可能になるとともに、夜間救急搬送への対応においても、より迅速かつ幅広い運用ができるものと考えるところであり、今後とも、関係機関との連携を一層深めながら、消防防災への持続的な24時間運航体制の確立を図ってまいります。

次に、飲酒運転対策に関し、今後の取り組みについてであります。飲酒運転は、ドライバーの遵法精神の欠如や、飲酒の影響への過小評価などが主な要因とされるところであり、改めて、道民一人一人に、飲酒運転の危険性を理解し、事故の被害者のみならず、ドライバーにも重大な不幸をもたらすことを強く認識していただくことが重要であります。

道では、道警察を初め、関係機関等と連携し、「飲酒運転根絶の日」の決起大会やドライバー

に対する講習会、キャラバン隊の巡回などの各種啓発活動を展開してきたところでありますが、今後とも、児童生徒とその家族に対する啓発や、飲食店等への見回りを通じた利用者への働きかけのほか、本年度、新たに作成したロゴマークの普及、活用に努めるなど、飲酒運転をしない、させない、許さないという規範意識の定着に向けて、実効性のある取り組みを一層強化してまいります。

最後に、飲酒運転根絶ロゴマークの活用などについてであります。道では、本年6月、道民が一丸となって飲酒運転を根絶する機運を高めるため、新たなロゴマークを作成したところであり、これまで、ホームページへの掲載や映画とのタイアップ広告などにより、周知に努めてきているところであります。

今後は、ロゴマーク入りのバッジや夜光反射材など、幅広い層の方々に身につけていただける啓発資材を作成、配布し、その際、私からも、根絶の願いを込めたメッセージを添えて発信するとともに、包括連携協定を締結した企業等からアイデアや御協力をいただき、PR方法も工夫しながら、ロゴマークの一層の浸透に向け、効果的な活用や普及活動に取り組んでまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇）特定有人国境離島地域の交通アクセスについてでございますが、本道と離島を結ぶ航路や航空路は、生活必需品の輸送、通院、ビジネス活動などのライフラインとして欠かすことのできない、極めて重要な役割を果たしていると認識しております。

今年度、道と離島に所在する自治体は、離島と本道を結ぶ交通アクセスの利便性を高めるため、国の国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、住民などを対象とした、航路や航空路に係る運賃の低廉化に取り組んでいるところであります。

道といたしましては、今後とも、離島での生活環境の維持向上や地域産業の振興などに向け、地元自治体の皆様の御意見を伺いながら、航路や航空路における運賃の低廉化に取り組むほか、フェリーと航空路を接続する運航ダイヤの設定といった、交通アクセスの一層の利便性向上に向け、地方自治体や関係事業者と連携しながら取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）離島振興に関して、生活必需品に係る物流コストの軽減についてであります。このたび創設された国境離島地域社会維持推進交付金では、豊富な水産物の本土への輸送費などが支援されることとなり、今後の地域産業への貢献が期待されるところでありますが、他の地域よりも割高となっている食料品や日用品などの生活必需品の輸送については、交付金の対象とはなっていないところであります。

国境離島地域において、持続可能な地域社会を維持するためには、日常生活に不可欠な生活物

資の価格の引き下げが重要であり、離島に暮らしている方々にとって大きな課題とされていることから、道といたしましては、他地域との価格差を踏まえ、物資を輸送するカーフェリーの費用への支援などについて、離島町と連携して国に対して要望するなど、少しでも本土との差を縮められるよう、引き続き、離島価格の是正に向けて取り組んでまいります。

次に、移住施策に関して、ふるさとワーキングホリデー事業についてであります。本事業は、都市部の若者などが、一定期間、地域に滞在し、働きながら、そこでの暮らしを体験することにより、北海道への関心やつながりを深め、将来の移住にもつながることを期待し、実施しているところであります。

昨年度の冬季及び今年度の夏季の実施を通じ、これまで100名の方が参加され、観光業や飲食業、農業を初め、まちづくり、国際交流の取り組みなど、幅広い仕事に従事していただいているところであり、冬季のスキー場など、繁忙期の人材確保につながったほか、事業終了後、改めて観光で来道する若者もいらっしゃり、交流の拡大のみならず、移住につながったケースも出てきているところでございます。

道といたしましては、本事業に参加いただいた方々に、引き続き、移住や就職に関する情報を提供するなど、事業終了後もつながりを継続しながら、本道の暮らしの魅力を効果的に発信してまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）消防防災ヘリに関し、共同運航までの体制についてでございますが、現在、平成34年度を目標とした共同運航に向け、道警察におきまして、ヘリの運航に必要な操縦士及び整備士の計画的な育成を進めているところであり、今後、円滑な運航体制の構築に向け、共同運航に係る基本方針や運航管理要綱等の整備、連携した救助活動訓練の実施などにつきまして、道警察と協議を重ねてまいる考えであります。

また、共同運航までの間、道におきましては、平成31年度中に消防防災ヘリを2機体制とすることを予定しており、これにより、運航休止期間の減少や効率的な運用を図るとともに、引き続き、関係機関の協力を得ながら、本道における24時間運航体制が維持されるよう努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）災害発生時における中小企業者への支援についてであります。自然災害は、設備の損壊や商品の破損、原材料の不足など、中小企業者へのさまざまな影響が懸念される所であり、そうした際には、中小企業者の事業の早期復旧や経営の安定が極めて重要と考えているところでございます。

このため、災害発生時には、道では、直ちに被害状況を把握し、特別相談窓口を設置するとともに、地元商工会、産業支援機関と連携した企業訪問によりニーズの把握に努め、融資制度の取

り扱いによる金融面からの支援や、ハローワークと連携した雇用の維持への支援など、災害の影響を受けた中小企業に対し、経営と雇用の両面から、きめ細やかな対応を行うこととしているところでございます。

さらには、被害状況に応じて、国に対し、中小企業者の事業の早期復旧や経営の安定に向けた各種支援策について要請するなど、道といたしましては、市町村や商工団体を初めとする関係機関との緊密な連携のもと、中小企業者の事業の復旧に向けた支援に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）三好議員の御質問にお答えをいたします。

高等学校の入学者選抜に関し、道外からの入学者の受け入れについてでございますが、道教委では、これまで、本道の基幹産業である農業や水産業を支える人材を育成する観点から、自然環境等の特色を生かし、全国的にも高い水準の教育実践を行っている高校の農業科、水産科などの一部の学科において、欠員の状況、寮や下宿などの受け入れ体制などを勘案しながら、推薦入学者選抜において、道外の生徒の出願が可能となるよう、改善を図ってきたところでございます。

今後は、道外からの出願を可能としている高校における出願状況や合格状況等を踏まえて、受け入れ数の拡大について検討を行うとともに、こうした高校以外に関しても、地域特性を生かし、北海道ならではの特色ある教育実践が行われていることなどを基本として、道内の受検者への影響等を踏まえながら、道外からの入学者の受け入れについて検討を行ってまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 三好雅君の質問は終了いたしました。

藤川雅司君。

○23番藤川雅司君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、100年記念施設について伺います。

道では、このたび、百年記念施設の継承と活用に関する考え方の案を取りまとめました。これは、野幌森林公園に所在する100年記念施設であります北海道博物館、北海道開拓の村、北海道百年記念塔という貴重な空間について、今後の50年、100年も展望しながら、次の世代にどう引き継いでいくのかを検討し、今後の方向性をまとめるために、有識者による懇談会を設置して、幅広い意見を伺ったものと承知しております。

この考え方の案によりますと、施設の老朽化が大きな課題となっていることがわかります。私も、実際に北海道開拓の村や百年記念塔を見学しましたが、老朽化が相当進み、一部の建物や施設の利用が禁止されている状況でありました。この点につきましては、過去に、一般質問や予算特別委員会で指摘し、対応を求めてきたところです。

道民の貴重な財産である100年記念施設については、これからも大いに議論していく必要があると思っております。以下、数点お伺いをいたします。

まず、北海道開拓の村についてですが、本道の開拓時代の歴史的な建物を野外展示している開拓の村は、国内のみならず、国外から訪れる方々に対しても魅力ある施設だと考えております。

今年度、道では、インバウンドのさらなる受け入れ拡大を図るため、国の交付金を活用し、2億円を超える予算を確保して、補修を進めていると承知しておりますが、改めて、その概要と進捗状況についてお伺いをいたします。

次に、100年記念施設のうち、北海道博物館については、平成27年——2015年のリニューアルにより、利用者が増加し、好調のようですが、一方、開拓の村は、建造物が52棟と多いことや野外展示ということもあって、老朽化が進む施設の補修に手が回らない状態とも聞いております。

また、百年記念塔は、完成から約50年が経過し、老朽化が著しく、さびの破片の落下などにより、平成26年7月から立ち入りを禁止していると承知しております。

これらの問題を一気に解決することは非常に難しいかと思っておりますが、有識者による懇談会ではどのような意見があったのか、お伺いをいたします。

次に、今後の進め方についてですが、今回、道では、今後の議論の方向性を示す考え方の案をまとめたところですが、今後、どのように議論を進めていくのか、また、いつまでに結論を出そうとしているのか、知事の所見を伺います。

次に、農福連携について伺います。

近年、脚光を浴びております農福連携ですが、就労継続支援事業所が、農作物を育てて販売したり、一般の農家の農場で草取りや収穫などの農作業を請け負って行うなどの取り組みが進んでいます。

農業と福祉の連携は、障がいのある方にとっては、土に触れ、植物に接し、日光を浴びながら体を動かすことで生活にメリハリが付き、生活習慣の改善、体力づくりや機能低下の予防などの効果が期待できます。

一方で、農業側としては、障がいのある方が農業にかかわることで、農業従事者の減少や耕作放棄地の増加などといった農村の課題についての解決策の一つとなり得るのではないかとされており。

さらに、農福連携により、障がいのある方が地域の方々と触れ合う機会がふえることで、障がいに対する地域の方々の理解が進み、地域のコミュニティーを育むという利点があるなど、農業と福祉の双方に相乗効果があると思っております。

そこで、道の農福連携の取り組みについてお伺いをいたします。

まず、障がいのある方に働く場所を提供するとともに、働くための知識や能力の向上を図るための訓練を行う就労継続支援事業所は、雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型とがありますが、これらのうち、農作業を取り入れている事業所はどれくらいあるのか、お伺いをいたします。

次ですが、障がいのある方も、障がいのない人と同じように、自分に合った仕事を選択できる環境を整えることは重要なことであり、農福連携によって、障がいのある人の職業の選択の幅が広がることは、福祉の側にとっても重要で有益なことと考えます。

就労支援事業所で、ビニールハウスで農作物をつくっているところもあります。

近年のビニールハウスは、性能が向上しており、通年での栽培も可能で、また、天候にも左右されないという利点もあるわけではありますが、全道各地で農福連携が広がる中、農福連携を進める上で、福祉事業所側にも課題があると思いますが、これについてどのように認識をしているのか、お伺いをいたします。

一方、農業側においても、障がいのある方に農作業の一部を担ってもらうことは、農業における労働力不足が深刻化する中で、有意義な取り組みとも言えます。

しかしながら、障がいのある方が、農業の現場に入って、農業者の方と一緒に作業するには課題もあると思いますが、どのように認識をしているのか、お伺いをいたします。

また、いずれの分野にもそれぞれ課題があると思いますが、この問題の根本にあるのは、お互いのことを余りよく知らないということではないかと思えます。

そこで、福祉の側が農業にかかわるノウハウを身につけるための支援や、農業関係者と福祉関係者との相互理解を深め、両者を結びつける仕組みをつくることが重要と考えますが、道の今後の取り組みについて伺います。

次に、エネルギー政策についてお伺いをいたします。

道では、道営電気事業の収益金を活用して、平成29年度——今年度に新エネルギー導入加速化基金を創設しました。

道は、先日、この基金により支援を行うモデル事業として、南富良野町、上士幌町などの4事業を選定しました。これらの事業による事業費は5年間で40億円とされています。また、将来にわたって100億円規模の取り組みを行っていくこととしておりまして、新エネ導入に向けて大きく前進することが期待されるところであります。

道の省エネ・新エネ促進行動計画では、新エネ導入の目標値を平成32年に81億キロワット時としていますが、今回決定した取り組みは、目標値の達成にどの程度寄与することになるのか、また、現状、低い数値にとどまっているバイオマス発電や風力発電を底上げしていくために、基金事業をどのように活用していく考えなのか、知事の所見をお伺いいたします。

次ですが、今回選定された事業を含め、モデル事業の取り組みは、先進事例として、その内容を広く道民に周知していく必要があります。

この点に関して、道は、取り組み状況を毎年度公表し、情報提供していくとしていますが、これだけではなく、エネルギーの地産地消という大きな目的を達成していくためには、道は、事業への助成を行うことにとどまらず、事業者が積極的に新エネ導入の成果を公表する取り組みを求めていくべきだと考えます。

事業者に対し、積極的な情報公開を義務づけ、その成果を道民に還元していくなどの取り組み

についての所見を伺います。

次ですが、この基金事業では、道有施設における新エネルギーの導入等も促進することとしています。道民に対する普及啓発という観点からは、積極的に導入を進めるべきだと考えますが、一方で、道民への周知が的確に行われなければ、率先導入の意味が失われてしまいます。

例えば、整備を行った道有施設の状況について、市町村や民間を対象に定期的に公開する、あるいは、新エネの導入効果をホームページで公表するなど、具体的な手法がなければ、率先導入は絵に描いた餅に終わってしまいます。

具体的にどのような取り組みにより、道民への普及啓発という目的を達成しようとしているのか、所見を伺います。

以上、再質問を留保して、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）藤川議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、100年記念施設に関する今後の進め方などについてであります。100年記念施設は、本道が積み重ねてきた歴史、文化や、先人の偉業などに触れることができる貴重な場として、これまで、道民を初め、道内外の多くの人々に親しまれてきたところではありますが、老朽化も著しい状況にあります。

来年、北海道150年を迎えるに当たり、道では、これら施設の全体のあり方について、有識者による懇談会を開催し、その御意見も踏まえ、今回、今後の議論の方向性を示す、百年記念施設の継承と活用に関する考え方の案を取りまとめたところでもあります。

この中では、各施設について、点ではなく、自然豊かな周辺地域も含めて、歴史、文化などを体感し、交流できる空間として、再生を目指すことにしているところであり、今後、この考え方をもとに、道民の思いを引き継ぐ手法も含めて、さらに議論を深め、150年の節目に、再生に向けた構想を取りまとめてまいる考えであります。

次に、農福連携に関し、福祉分野における課題等についてであります。農福連携を進めるに当たっては、一定程度の規模で安定した生産量を維持するためのノウハウが事業所に不足していることや、障がいの特性によっては、決められた作業期間や作業量への対応が難しいこと、また、冬期間は農作業がなく、安定して雇用することが難しいことなどが課題であると認識をいたします。

このため、道では、これまで、福祉事業者及び農業関係者を対象とするシンポジウムや研修会を開催し、農業と福祉の連携の優良事例などについて、広く事業者間で情報共有するなど、農福連携の一層の推進に向けたノウハウの普及に努めてまいる考えであります。

次に、今後の道の取り組みについてであります。福祉側と農業側のそれぞれに課題がある中で、農福連携を円滑に進めていくためには、双方の理解を深めていくことが何より重要と認識いたします。

このため、道といたしましては、福祉事業者に対する取り組み事例の紹介などによるノウハウ

の普及や、農福連携マルシェの開催などに取り組むほか、農業関係団体、国、道の関係部局において、それぞれの取り組み状況や優良事例等の情報共有を図ってまいったところであります。

今後は、こうしたことに加え、福祉事業者を対象とした、より実践的な農業技術の取得機会の提供や、農業関係者を対象とする、理解の醸成のためのセミナーの開催、農業、福祉の双方のマッチングに取り組むなど、農福連携を一層推進してまいりたいと考えております。

最後に、新エネルギーの導入拡大についてであります。本道に豊富に賦存するさまざまなエネルギーを活用して、地産地消の取り組みを進めていくことは重要であり、道では、新エネルギー導入加速化基金を活用して、先駆的なエネルギー地産地消のモデルづくりを支援するとともに、モデルの成果を活用した取り組みを全道各地に広げていく考えであります。

また、こうした取り組みに加え、基金を活用して、設計や設備の導入など、取り組みの段階に応じたきめ細やかな支援を行い、風力やバイオマスの導入を促進するなど、地域や企業の皆様と連携しながら、全国でトップクラスのポテンシャルを有する新エネルギーの一層の導入拡大を図り、目標の達成に向けて取り組んでまいる考えであります。

なお、その他の御質問に関しましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）100年記念施設に関し、北海道開拓の村の改修についてであります。開拓の村は、主に明治から大正にかけての建造物を展示するとともに、当時の生活の体験や年中行事の再現など、本道における開拓の歴史を身近に学ぶ野外博物館として、昭和58年に開設したものであります。

しかしながら、開設から30年以上が経過をし、建造物の老朽化が進んでおりますことから、緊急度などを勘案して、計画的に改修を行ってまいりました。

現在、訪日外国人観光客等の受け入れ拡大が図られるよう、国の交付金を活用し、酪農畜舎や農家の補修、馬車鉄道の軌道延伸等のほか、多言語案内板やWi-Fi設備の整備などを進めており、年度内に終了することとしております。

次に、有識者の御意見についてであります。100年記念施設の活用等に関して御意見を伺うため、道では、昨年9月に、文化、観光振興、公共政策等の有識者により懇談会を設置し、これまで、現地視察を含め、4回開催いたしました。

懇談会では、施設ごとの点ではなく、野幌森林公園全体を一つのエリアとして捉え、全体的な視点で議論を進めるべきという御意見や、開拓の村に関しましては、毎年増加している訪日外国人を引きつける体験型イベントの実施とか、施設の修繕等に外部資金や民間活力等を導入する方策などについて御意見がありました。

また、老朽化により、周辺への立ち入りを禁止しております百年記念塔に関しましては、道民の財産として残すことはできないか、あるいは、建設に携わった方々の思いを引き継ぐ手法を検討してはどうかなどといった御意見をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）農福連携に取り組む事業所についてでございますが、平成28年度において、農業を主な作業内容としております障がい福祉サービス事業所は、就労継続支援A型事業所が34カ所、B型事業所が124カ所の、合計で158カ所となっております。

また、そのうち、先駆的な取り組みといたしましては、芽室町のA型事業所が、野菜栽培だけでなく、食品加工も行い、多様な就労機会を創出している事例や、石狩市のB型事業所が、キノコ菌床栽培による安定的な収入を確保している事例など、創意工夫を凝らした取り組みが行われているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）農福連携に関し、農業分野における課題についてでございますが、道内における農福連携の取り組みは、檜山管内のせたな町や十勝管内の芽室町などで事例がありますものの、一部の地域に限られているのが現状でございます。

こうした背景には、農業関係者が、障がいのある方との接し方や緊急時の意思の疎通に不安があることに加え、障がいの程度、種類に応じた作業の選定や、安全性に配慮した施設設備の整備が必要となるなど、さまざまな課題があるものと認識しております。

このため、道といたしましては、優良事例調査を行いますとともに、関係機関・団体との連絡会議を開催し、情報共有を図っているところでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇）エネルギー政策に関し、初めに、モデル事業の取り組み状況の周知についてであります。道では、新エネルギー導入加速化基金を活用したモデル事業の成果を全道各地に広げていくため、モデルとなる事業者が開催する事業検討の場に職員を派遣し、事業の進捗状況、課題、成果などの把握を行い、ホームページや、市町村が参加する会議の場などを通じて、情報提供を行っていく考えであります。

また、事業者に対しても、モデル事業の取り組み状況について、ホームページへの掲載や、地域における報告会の開催を求めるなど、道と地域が一体となって積極的な情報発信を進め、全道各地における新エネルギーの導入拡大につなげてまいりたいと考えてございます。

次に、道の率先導入についてであります。道では、本年度から、新エネルギー導入加速化基金を活用して、道管理ダムへの小水力発電設備の設置や、警察署への太陽光や地中熱の導入を行うなど、新エネルギー導入の取り組みを進めているところでございます。

道といたしましては、道有施設への新エネルギーの導入が、市町村や民間の取り組みの促進につながるよう、導入設備の概要や発電電力量、設備利用率などについて、四半期ごとにホームページで周知を図るとともに、各振興局で開催する地域省エネ・新エネ導入推進会議において、市

町村などへの普及啓発を行うなどいたしまして、地域における新エネルギーの導入拡大に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 藤川雅司君。

○23番藤川雅司君（登壇・拍手）指摘を交えて、再質問をいたします。

まず、100年記念施設についてでありますけれども、ただいまの知事の答弁では、道民の思いを引き継ぐ手法も含めて、さらに議論を深め、再生に向けて構想をまとめるとのことでした。

昭和43年当時の百年記念塔の設計者の方は、現在も札幌市で元気に生活されており、私のところにもおはがきをいただいたところでありまして、百年記念塔のことが相当気にかかっているようであります。

また、百年記念塔を建築する際には、建設費の半分は道民の寄附によるなど、多くの方が協力して完成したという経緯もあります。

このように、百年記念塔に熱い思いがある人々などのことを考慮すると、今後、再生に向けた構想を取りまとめる際には、多くの道民の皆さんの意見を聞くことが重要と考えます。

内容によっては、多額の費用が必要になることも予想されます。道民などに寄附を募ることなども含めて、道民の意見を広く聞くべきだと考えますが、いかがか、お伺いをいたします。

次に、農福連携についてですが、まだ緒についたばかりの取り組みであります。したがって、課題も多いかと思いますが、全道の158カ所の事業所で農福連携が行われており、徐々に広がっているというふうに思います。

先日、札幌のチ・カ・ホで行われたノウフクマルシェでは、21の事業所が出店しておりました。通りかかった人々などが商品を買って求めており、私もキノコなどを購入しましたが、結構売れていたようであります。

今後は、現在明らかになっている課題の解決を図り、福祉側と農業側を結びつける施策の充実と、消費者の皆さんにも、農福連携でつくった商品であるということをPRするなどの施策を積極的に行っていけますよう指摘いたします。

次に、エネルギー政策についてでありますけれども、今、世界のエネルギー政策は、化石燃料への依存を減らし、原発に頼らない脱原発の方向に進んでいます。そして、再生可能エネルギーとも言われている新エネルギーへ、大きくシフトしております。この世界の流れに日本は乗りおけているのではないのでしょうか。

北海道は、知事からも答弁がありましたけれども、全国でトップクラスのポテンシャルを有する新エネルギーの宝庫であります。今回は、新エネルギー導入加速化基金の活用に関連して質問をいたしましたが、さらなる加速化が必要だと思います。

新エネルギーの普及拡大、地産地消に向けた取り組みのさらなる強化を図るべきと考えますが、改めて知事の決意を伺いまして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）藤川議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、100年記念施設に関する道民の意見についてであります。このたび、有識者の意見を踏まえて、今後の議論の方向性を示す、百年記念施設の継承と活用に関する考え方の案を取りまとめたところであります。今後は、この考え方をもとに、道議会で御議論いただくとともに、札幌市、江別市といった関係自治体のほか、専門家や幅広い道民の御意見を伺うとともに、建設当時の経緯なども踏まえながら、費用など、道民の思いを引き継ぐ手法を含めて議論をさらに深め、このエリアの再生に向けた構想を取りまとめてまいります。

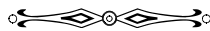
次に、新エネルギーの導入拡大についてであります。エネルギーは暮らしと経済の基盤であり、身近な地域で自立的に確保できるエネルギー資源を最大限活用することが重要と考えるところであり、私といたしましては、新エネルギー導入加速化基金を活用して、先駆的な地産地消のモデルづくりを進めるとともに、取り組みの段階に応じたきめ細やかな支援を行い、地域や企業の皆様と連携しながら、全国でトップクラスのポテンシャルを有する新エネルギーの一層の導入拡大に向け、しっかりと取り組んでまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 藤川雅司君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午前11時13分休憩



午後1時1分開議

○副議長勝部賢志君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

千葉英也君。

○14番千葉英也君（登壇・拍手）（発言する者あり）イランカラテ。

自民党・道民会議の千葉英也でございます。

通告に従いまして、質問させていただきます。

初めに、災害時の多重化、多言語化などの防災対策についてでございます。

2017年に日本を訪れた外国人旅行者が、9月15日時点の推計で2000万人を超え、10月30日に突破した昨年より45日早く、過去最速のペースを記録しました。本道への外国人旅行者は230万人に達しており、道が目標とする平成32年度の外国人観光客500万人の達成に向け、今後、さらなる来道外国人旅行者の増加が見込まれます。

こうした中、外国人旅行者の受け入れ環境の整備が求められており、とりわけ、自然災害が発生した際の対応について課題となっており、外国人旅行者に対して正確な情報を提供することが必要と考えます。

以下お伺いいたします。

広大な本道においては、地域に応じた情報発信が必要となり、特に、地域の事情に詳しいコミ

ユニティーFMは、これまでも、さまざまな災害時における情報伝達手段としての役割を果たしてきました。

停電にも強く、山間部等でも受信が可能なコミュニティFMによる災害時の多言語放送は、道内を観光する外国人旅行者に情報を発信する仕組みとして有効な手段であると考えます。

コミュニティFMの活用を含め、災害時の情報伝達の多言語化について、道として、今後、どのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

災害が発生した場合に、外国人旅行者が一般の道民と同じように適切な避難行動がとれるよう、日ごろから体制を整えておく必要があります。

外国人旅行者の避難等が円滑に行われるためには、ホテル、旅館、交通機関の関係者や、避難所運営に当たる行政関係者が、外国人の避難も想定した訓練を日ごろから実施しておく必要があります。こうしたことが、安全で快適な観光を楽しむことができる地としての北海道の価値を一層高めることにつながると考えます。

道は、外国人旅行者を想定した防災体制の構築にどう取り組む考えなのか、お伺いいたします。

次に、建設産業における働き方改革についてでございます。

少子・高齢化が進む中、本道において建設業に従事する就業者は21万人で、そのうち、50歳以上が50%、29歳以下が10%となっており、高齢化が進展しております。このため、将来にわたる担い手不足が強く懸念される状況にあり、就業環境の改善などの対応が急務となっております。

また、建設産業は、労働時間が長く、休日が少ない、安定した収入が見込めない、さらには、仕事がきつい、汚い、危険と言われる3K職場というマイナスイメージが強いことが、若者が建設産業に入ってこない理由の一つになっており、担い手の確保育成は急務の課題と認識しております。

建設産業は、社会資本の整備や維持管理、除雪はもとより、地域の基幹産業として、地域経済の発展並びに雇用の維持拡大に大きく貢献しており、その役割を担い続けるには、担い手対策や生産性の向上が重要であると考えます。

以下お伺いいたします。

建設投資額の減少に伴い、就業者が減少し、経営環境が厳しい状況にあった中、道では、平成10年から、建設産業の振興のための取り組みを進めるとともに、平成20年からは、5年周期で北海道建設産業支援プランを策定し、さまざまな取り組みを行ってきたことは認識しております。

建設産業における人材の確保を進めるに当たっては、国の働き方改革なども踏まえながら、まずは、魅力ある職場づくりを目指し、賃金や労働時間などの就業環境の改善に取り組むことが必要と考えますが、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

また、就業環境の改善の取り組みを進めながら、新規入職の促進やイメージアップなどの担い手対策の取り組みを進めることが必要と考えますが、道として、来年度からの新たな支援プラン

において、担い手対策にどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

建設産業は、建設業と、調査設計などの業務を担う建設関連業から成っており、また、道内の建設業者は、道などの入札参加資格者から、建設業許可業者、さらには、許可を要しないで営業する者まで、多岐にわたっております。

道などの入札参加資格者については、建設産業支援プランに係る施策の推進はある程度行えるものと考えておりますが、これら以外の建設業を営む者に対しても、働き方改革の推進を浸透させていかなければならないと考えます。道としてどのように取り組む考えなのか、お伺いいたします。

次に、民族共生象徴空間についてでございます。

アイヌ民族博物館を見学する機会がございました。

2020年4月の一般公開に向け、民族共生象徴空間の附帯工事が先行して着手されており、今後、年間来場者数100万人を目指し、関連施設の建設、整備が本格的に進行されていきますが、それと同時に、ソフト部分での人材育成や関連団体・企業との連携強化も大変重要と考えます。

以下質問します。

象徴空間は、アイヌ文化の復興等に関するナショナルセンターとして、アイヌの歴史、文化等に関する国民各層の幅広い理解の促進の拠点、並びに、将来へ向けて、アイヌ文化の継承及び新たなアイヌ文化の創造、発展につなげるための拠点と位置づけられております。

道は、民族共生象徴空間の円滑な事業実施に向けて、国や企業等から成る開設準備支援プロジェクトチームを4月に設置し、民族共生象徴空間交流促進官民応援ネットワークでは、アイヌ文化の情報発信や誘客促進の取り組みを進める活性化部会を設置するとともに、国、関係機関への必要な提案事項などの検討や、各プロジェクトを調整するための企画部会の部会長に環境生活部長を配置し、積極的に役割を果たしていくとのことでありますが、どのように取り組みを進めていく考えなのか、お伺いいたします。

現在のアイヌ民族博物館では、施設内のチセにおいて、アイヌの古式舞踊、伝統工芸などの実演を行っておりますが、新しく誕生する民族共生象徴空間では、中核区域と関連区域にわたる広範囲の中で、多様な要素を国内外の人々が学ぶ文化伝承活動、体験交流活動等が実施されることとなります。

現在の受け入れ体制、特に人材の配置では、文化伝承や体験交流を行う実務者の不足が予想されます。

さらに、アイヌ民族舞踊や刺しゅう、木彫りなどの講座を開設し、アイヌ文化を担う指導者の育成を図る事業を実施するとしておりますが、伝承活動に使用する自然素材が不足していることなどから、なかなか実施できない状況にあると聞いております。

子どもから大人、さらには外国人まで、アイヌの世界観や自然観等を学ぶことができるようにするためには、伝承者、自然素材の確保は大変重要と考えますが、道としてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

アイヌの歴史、文化を学び伝えるナショナルセンターとして、総合的かつ高度な取り組みを集約することを基本としている民族共生象徴空間を生かすために、その中核となる国立アイヌ民族博物館と、道内にあるアイヌ文化関連施設、さらには、道外における関連施設との有機的な連携の確保をどのように行っていく考えなのか、お伺いいたします。

また、調査研究機関としての機能の強化充実を図る上でも、関連研究施設や関連大学との連携が必要と考えますが、道としてどのように取り組むお考えなのか、お伺いいたします。

次に、E S C O事業の推進についてでございます。

国においては、エネルギーへの投資を促し、エネルギー効率を大きく改善することにより、強い経済とCO₂抑制の両立を実現するため、全産業において、各業種のトップランナーの水準を目指すとともに、住宅、建築物などの省エネ強化の施策を進めております。

道内においても、企業や自治体が積極的に省エネに取り組んでいくことが、道が省エネルギー・新エネルギー促進行動計画で定める省エネの目標の達成に向けて重要であることから、その取り組み状況について、以下お伺いいたします。

本道における省エネの促進のためには、まず、道みずからが率先して取り組むことが重要と考えます。

初めに、維持管理などの経費が削減でき、改修工事の費用負担もなく、省エネを進めることができるE S C O事業についてであります。道では、平成18年度に行った、道有施設におけるE S C O事業の実施可能性調査の中で、札幌医科大学と北海道警察本部庁舎でのE S C O事業の実施の可能性を示し、これらの庁舎等の整備の際に導入したと承知しております。

導入後、5年から7年が経過しておりますが、E S C O事業の効果をどのように把握しているのか、お伺いいたします。

道は、平成27年に、中小水力E S C O事業推進モデル事業委託を行い、平成28年に取りまとめたE S C O事業導入可能性調査結果報告書では、北海道が管理するダムや農業用水路、上下水道など、多様な中小水力を活用した発電に関して、上水道を利用する4地点と道管理ダムの合わせて5地点で、10%を超える高い収益率になると評価されておりますが、その後、どのように取り組んでいるのか、お伺いします。

道のE S C O事業の実施結果を踏まえ、道内の市町村有施設におけるE S C O事業導入の促進を図る取り組みを進めていく必要があると考えますが、現在の道内の市町村有施設における導入状況と、今後の取り組みについてお伺いいたします。

E S C O事業は、省エネルギー改修工事や維持管理などの経費を削減できることから、道や道内の自治体において一定の取り組みが進められてきており、企業においても一定の取り組みが行われております。

一方、冒頭に申し上げましたように、国においては、トップランナー制度の拡大や、建築物省エネ法の本年4月からの施行といった、企業の省エネに向けた新たな動きが生まれてきておりますが、道内企業の省エネ促進に当たっては、国に任せるのではなく、道として積極的に取り組ん

でいくことも重要と考えます。

国の動きも踏まえ、企業の省エネ促進に向け、道としてどのように取り組んでいく考えなのか、お伺いいたします。

最後に、高等学校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本とし、生徒の多様なニーズ、進路動向などに対応した学校、学科の配置や、規模の適正化を図るとした公立高等学校配置計画につきまして、以下お伺いいたします。

今回の公立高等学校配置計画は、現行の「新たな「高校教育に関する指針」」のもとでの最後の計画であり、これによる再編整備を行っているものと考えますが、道教委は、どのようなことに重点を置いて計画を策定しているのか、お伺いいたします。

この指針でも、中学校卒業生数の大幅な減少、生徒の進路希望等の多様化、学校の小規模化など、公立高等学校配置の現状と課題が示されており、多様な個性や学習ニーズに応じた教育環境の整備や、学校を取り巻く環境の変化に即した学校、学科の配置が大変重要と考えます。

その中で、総合学科は、普通教科から専門教科にわたり幅広く科目を開設しており、生徒の多様な学習ニーズや進路希望に対応できる学科であると認識しておりますが、郡部の総合学科は、中学校卒業生数の減少などにより小規模化が進んでおり、系列や開設科目の維持が難しくなっているなどの課題がある中、今後、道教委として、総合学科の充実に向け、どのように取り組んでいくのか、お伺いいたします。

北海道における中学校卒業生数の推移を見ると、平成28年度から平成31年度までは卒業生数の減少が落ちつきませんが、平成32年度から平成33年度には再度大幅に減少することから、今後は、行政区域を超えた生活圈域全体での再編や、高校の特色等を十分考慮した学科編成など、道教委としての高校配置計画案について、早い段階から地域の保護者や関係者との議論を深めていくべきと考えますが、いかがか、教育長の見解をお伺いし、私からの質問を終了させていただきます。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）千葉英也議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、外国人旅行者に対する防災対策についてであります。道の地域防災計画では、言語や生活習慣等が異なる外国人の方々を要配慮者として位置づけ、多言語化による広報の充実や、外国人を含めた防災訓練等の実施などに努めることとしているところであります。

道では、8月下旬からの本年度の防災訓練において、避難所での外国人の受け入れを想定し、自治体の職員のほか、地域に根差したきめ細やかな情報発信を行うコミュニティー放送局にも参画いただき、情報伝達の訓練に取り組んだところであります。

また、現在、運輸局が実施している、外国人旅行者への災害対応体制の構築に向けた実証事業に、道としても積極的に参画をし、こうした取り組みの成果について、道防災会議の場などを活用して情報の共有を図るとともに、今後、道や市町村が実施する訓練に反映させるなど、外国人旅行者に係る防災対策の充実に向けてまいります。

次に、建設産業における働き方改革の推進についてであります。地域の安全、安心に欠かせない建設産業の持続的発展のためには、継続的な人材の確保や育成が図られるよう、働き方改革を推進していくことが重要であります。

道といたしましては、現在、策定を進めている、仮称ではありますが、建設産業支援プラン2018において、ほっかいどう働き方改革支援センターにおける相談業務の周知を図るほか、各種会議での啓発や、ホームページ、広報紙など、多様な媒体を活用して、建設産業における働き方改革の重要性について、理解を広げることとしているところであります。

また、道が発注する工事において、週休2日の導入や社会保険未加入対策を進めるなど、建設産業全体に働き方改革が広く波及するよう取り組んでまいります。

次に、民族共生象徴空間とアイヌ文化関連施設等との連携についてであります。国の「民族共生象徴空間」基本構想において、象徴空間は、「全国各地域の博物館をはじめとするアイヌに関わりのある施設等のネットワークの拠点としての機能を果たす。」とされているところであります。

道といたしましては、アイヌの歴史や文化に関する正しい知識について、初めて触れる人々を含め、国内外から訪れる多様な人々にわかりやすく提供する必要があると考えるところであり、北海道博物館を初め、道内外の博物館や大学、研究機関、さらには、伝承活動を行う団体等とのネットワークの形成などを国に働きかけるとともに、展示等の充実や、施設の効果的、効率的な運営体制が整備されるよう、必要な提案、協力を行ってまいります。

最後に、企業における省エネについてであります。本道での徹底した省エネルギーの実現に向けては、家庭における省エネに加えて、企業における省エネの取り組みが重要であります。

このため、道では、建築物の省エネ基準への適合の義務化を契機に、建設事業者の省エネへの意識の啓発や技術力の向上を図る講習会を全道で開催し、建築物の省エネ化を進めるとともに、サービス業、小売業、製造業などの企業が実施する省エネ技術の導入可能性調査への支援や、省エネ関連技術の開発を行う事業者への支援を行うなど、企業の省エネの取り組みが一層進むよう努めてまいります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）防災対策に関し、災害情報等の多言語での提供についてであります。地震や津波、大雨等の災害の発生時に外国人旅行者が迅速的確な行動がとれますよう、道では、スマートフォン等へ災害情報や避難情報などを提供する北海道防災情報システムについて、5カ国語による表記を行っているところでございます。

また、災害により通信設備が途絶した場合に、多様な伝達手段を確保するため、道と道内の22のコミュニティー放送局において、災害時における放送要請に関する協定を締結しており、例えば、多くの外国人が滞在している後志管内の放送局では、現在、英語で災害情報等を発信してお

りますが、今後は、中国語など多言語による情報発信も検討していると伺っております。

道といたしましては、こうした取り組みを行っている放送局の活動を先進事例として、広く道内のコミュニティー放送局において活用できるよう協議を進めていくなど、関係機関と連携協力し、多言語化による効果的な情報提供などに努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 建設部長渡邊直樹君。

○建設部長渡邊直樹君（登壇）建設産業における働き方改革に関し、初めに、就業環境の改善についてでございますが、担い手の確保育成に向けては、就業環境の改善を図ることが重要であり、道では、これまで、適切な賃金水準の確保について建設業団体等へ要請するとともに、1次下請契約の相手方まで、社会保険未加入対策を拡大してきたほか、就業時間の縮減を促すため、発注者として、土・日の作業となる依頼は行わないといった労働環境改善プロジェクトなどにも取り組んでいるところでございます。

今後は、こうした取り組みとあわせて、2次下請以下の社会保険未加入対策や週休2日モデル工事の検討を行うなど、就業環境の一層の改善に向けて取り組んでまいります。

次に、担い手対策についてでございますが、本道の建設産業は、少子・高齢化の進行や建設産業に対するイメージなどにより、人材確保が依然として厳しい状況にありますことから、担い手の確保育成が喫緊の課題であると認識をしているところでございます。

道では、今年度中に策定する仮称・北海道建設産業支援プラン2018において、技術をつなぐ担い手確保育成の強化を目標の一つとして設定し、その達成に向けて、就業環境の一層の改善に努めるとともに、建設産業への理解を深めるためのインターンシップや、イメージアップを図るための魅力のPR、就業者を育成するための技術研修会への助成など、担い手の確保育成に取り組んでまいりる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）民族共生象徴空間の開設に向けた支援についてであります。象徴空間は、我が国が誇るべきアイヌ文化を国内外の多様な人々へ発信することを通じて、アイヌ文化の復興等に寄与するとともに、道内の各地域のアイヌ文化の振興、活性化につながるものでありますことから、その開設効果を全道各地へ広げていくことが重要と考えております。

道では、昨年11月、官民を挙げた応援ネットワーク組織を立ち上げ、ポスターやPR動画の作成、ポータルサイトの開設、カウントダウンセレモニーの実施など、情報発信に取り組んできたところであり、今後、企業、団体等から幅広くアイデアや御協力をいただきながら、開設機運を一層高めてまいりる考えであります。

また、本年7月に設置した開設準備支援プロジェクトチームでは、象徴空間への誘客促進策や道内各地との連携方法、魅力的な演出などについて、企画検討を進めているところであり、今後、国における運営主体の実施事業の検討や、地元の受け入れ体制の整備などに反映させていく

ことにより、象徴空間の開設に向けた準備を加速してまいります。

次に、民族共生象徴空間の人材等の確保についてであります。国におきましては、象徴空間における文化伝承や体験交流活動等を担う人材といたしまして、白老のアイヌ民族博物館の人材及び知見を最大限活用するとともに、アイヌ文化財団が行ってきた文化伝承者育成事業を修了した方々にも御参画いただき、体制を整備していくこととしております。

また、伝統的な家屋、生活用具等の復元に必要となる樹木や植物などの自然素材につきましては、象徴空間に隣接するポロト自然休養林、白老町内のイオル再生事業実施区域などにおきまして、栽培及び採取を行うこととされているところであります。

道といたしましては、アイヌ文化に精通し、文化伝承を支える人材や自然素材が円滑に確保されるよう、国に対して、必要な支援を働きかけるとともに、運営主体、アイヌ協会、地元の市町村、関係団体などとも連携しながら、象徴空間における円滑な事業実施に協力してまいります。

以上であります。

○副議長勝部賢志君 経済部長阿部啓二君。

○経済部長阿部啓二君（登壇） E S C O事業に関し、初めに、事業の効果についてであります。道では、省エネルギー改修工事等に係る経費を光熱水費の削減分で賄う E S C O事業を実施しており、札幌医科大学では、平成21年度から30年度までの10年間、コージェネレーションシステムの導入や空調設備などの改修による省エネルギー化に、また、道警本部では、平成24年度から30年度までの7年間、熱供給配管設備の改修やエネルギーマネジメントシステムの導入による省エネルギー化に取り組んでいるところでございます。

こうした取り組みにより、年間のエネルギー使用量は、 E S C O事業の導入前と比較いたしまして、札幌医科大学では平均12.9%、道警本部では平均9.5%、削減されたところでございます。

次に、中小水力 E S C O事業についてであります。中小水力 E S C O事業は、道、市町村などが管理するダムや上下水道施設に、民間事業者が水力発電設備を設置し、売電収入により、既存施設の省エネを図るものでございます。

道が平成27年度に調査した14施設のうち、市町村が管理する上水道の4施設と、道が管理するダムの1施設の合わせて5施設が、導入の可能性が高いと評価され、上水道と道管理ダムの2施設では、管理者が発電設備を設置する方向で検討中であり、上水道の2施設では、電力会社への接続可能性や事業採算性等も考慮しながら、導入の可否について検討が進められているほか、上水道の1施設では、今後検討を行う予定と承知いたしております。

次に、 E S C O事業の市町村における導入状況等についてであります。道内の市町村において、 E S C O事業は、札幌市で市立病院など5施設に、帯広市で市役所本庁舎など2施設に導入されており、また、函館市では、平成30年度に市立病院への導入が予定をされているところでございます。

E S C O事業は、エネルギー消費量が多い大規模な施設を有する市町村において、省エネルギー

一を実現する有効な手段の一つでありますことから、E S C O事業の概要や道有施設における導入の効果などについて、情報提供を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）千葉英也議員の御質問にお答えをいたします。

公立高等学校配置計画に関し、まず、計画策定の考え方についてでございますが、高校教育においては、生徒一人一人に対して、その興味、関心や進路希望などに応じた教育の機会を確保するとともに、教育水準の維持向上を図ることが大切であると考えております。

こうしたことから、このたびの配置計画においては、高校進学希望者数に見合った定員を確保し、生徒の学習環境の充実を図るという視点に立って、中学校卒業生数の減少などを踏まえた定員調整を行うとともに、生徒の多様な学習ニーズに応えるという観点から、単位制の導入を拡大いたしましたところでございます。

次に、総合学科についてでございますが、総合学科は、生徒の多様な学習ニーズに応え、幅広い進路希望に対応することを目的とする学科でありますことから、これまで、地域の要望なども考慮しながら、既存の学科からの転換や、学校、学科の再編整備により、設置を進めてきており、現在、道立高校では15校を配置いたしているところでございます。

近年、中学校卒業生数の減少が続く中、一部の総合学科校においては学級数の減少が見られるところでございますが、道教委といたしましては、こうした学校においても、引き続き、総合学科としての機能が十分に発揮されるよう、地域の特性や生徒の実態等を踏まえ、系列や開設科目の見直しを図るとともに、国による教員の加算や民間非常勤講師を効果的に活用するなどいたしまして、教育活動の一層の充実に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、公立高校配置計画に関する地域における議論についてでございますが、道教委としては、中学校卒業生数の減少が続く中で、高校配置のあり方などについて、地域の保護者や関係者の方々の理解を深めていただくことが何よりも大切であると考えており、これまでも、高校の再編や定員調整が課題となる地域においては、指針の考え方、中学校卒業生の状況等について、情報を提供し、協議を行ってきたところでございます。

今後は、配置計画の策定に当たり、関係市町村に対して、検討に必要な情報をできるだけ早期に提供するとともに、地域別検討協議会のあり方などについて御意見を伺いながら、常に工夫や改善を行うなど、地域での議論がより一層深まるよう努めてまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 千葉英也君の質問は終了いたしました。

三井あき子さん。

○83番三井あき子君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問してまいります。

初めに、医療のあり方についてです。

道の地域医療構想は、団塊の世代が全て75歳以上になる平成37年——2025年に向けて、地域のバランスがとれた医療提供体制を構築することを目指すものとなっております。

昨年12月に地域医療構想が策定され、圏域別に、急性期や回復期など、病床の機能区分ごとの必要量を定めるとともに、その実現に向けて、病床機能の分化や在宅医療等の充実、医療・介護従事者の確保などの施策の方向性が示されたところです。

この構想の実現に向けて、各地域に設置された地域医療構想調整会議で議論を進めていくこととされておりますけれども、構想策定後の調整会議の開催及び調整の状況はどうなっているでしょうか。知事の現状認識とともに、構想実現の見通しについてお伺いします。

また、この構想の実現に欠かせない、急性期から回復期などへの病床機能の転換は進んでいるのでしょうか。病床機能分化・連携促進基盤整備事業費が、毎年度、約20億円計上されているのですが、これまでの執行状況と今後の見通しについてお伺いします。

地域医療構想の実現に向けては、個別医療機関の具体的な役割や連携体制の調整をしていくに当たって、医療を受ける当事者である患者、住民のより一層の理解を得ることが重要であり、構想においても、情報発信に力を入れていくこととされております。

しかし、現状においては、こうした情報発信や住民の理解などが進んでいるようには感じられません。

知事は、情報発信や住民の理解が進んでいるとの認識なのでしょうか。不十分だとの認識ならば、今後の対応についてお伺いします。

次に、農業にかかわり、日欧EPAとチーズ対策についてお伺いします。

日欧EPAの大枠合意によって、チーズやワインなどの品目には大きな影響が生じると見込んでおります。

とりわけ、チーズについては、農林水産大臣が、日本産チーズ等の競争力を高めるために、原料乳の低コスト・高品質化の取り組みを強化する、加工段階におけるコストの低減と品質の向上、さらにはブランド化等を推進すると表明しています。

しかし、大臣が言う低コスト化と高品質化というのは、並び立つことが難しい課題であり、関係者の不安は全く払拭されていない状況であります。

先日、我が会派の代表質問に対して、知事は、農林水産業をめぐる国際競争が一層厳しさを増すとの危機感を持ち、再生産を可能とする万全な対策を講ずるよう国に強く要請すると御答弁されました。

それでは、原料乳の低コスト化と高品質化、この両面の課題の同時解決への対策をどのように進めていくべきなのか、知事の所見を伺います。

国産チーズは、乳業メーカーが製造する家庭用チーズと業務用チーズがある一方で、近年は、小さな工房でつくるさまざまなチーズの魅力が高まっています。

そういったチーズ工房は、全国で240カ所、道内には、その半分以上の130カ所あるとされており、道も、観光振興の観点なども含めて、支援を行ってきているものと承知しています。

ところが、日欧EPAによって輸入量が増加し、国産需要の喪失につながると見込まれており、その影響は、こういったチーズ工房にも及んでいくことになると考えられます。

生産者向けの対策のみならず、こういったチーズ工房への対策についても国に求めていく必要があると考えます。所見をお伺いします。

日欧EPAの影響に限らず、チーズ生産は、道内の酪農業のみならず、地域振興や観光振興にとって重要な地域資源となってきました。

今後、消費の拡大を初め、どのようにチーズ生産の振興に当たろうとしているのか、知事の所見をお伺いいたします。

次に、災害対策についてお伺いします。

昨年の8月16日以降、台風7号、11号、9号が相次ぎ上陸し、8月30日には台風10号が接近し、その前後にも記録的な降雨があり、昭和56年のいわゆる56水害に匹敵するような大きな被害が全道的に発生したことは記憶に新しいところです。

それ以降も、全国的に、これまでに見られなかったような気象災害が相次ぎ、先日は、台風18号が、九州、沖縄から北海道まで、何度も再上陸を繰り返しながら、列島を縦断しました。全国的に人身被害が発生し、さらに、住宅や農地、漁業の被害も多く発生しております。被害に遭われた方々に、心からお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧、復興を期待する立場から、以下お伺いさせていただきます。

我が会派も、民進党と連携しながら、全道各地の状況を調査し、被災した方々の声もお聞きしながら、対策に取り組んでいるところでありますが、道は、今回の台風18号による被害について、現状をどのように把握し、被害額全体をどう想定して、おおむねの取りまとめはいつごろとなるのか、その見込みをお伺いします。

次に、1次産業対策に関して、農業被害についてです。

秋の収穫時期を迎えておりますが、今回の台風18号によって、渡島、胆振、後志など、全道的に農業被害が生じております。昨年の深刻な打撃から、ことしになっても作柄がなかなか好転しなかったのが、やっと期待できそうになったところでの今回の台風による被害です。

被害状況の把握と当面の支援、次年度の営農への支援のあり方について、考え方をお伺いします。

秋の気象災害は、漁業でも、噴火湾のホタテ漁業、日高の昆布漁業や、これからが最盛期の道東などでのアキサケ定置網漁業などに影響を及ぼしています。

ここ数年、漁獲が伸び悩み、苦労が絶えない漁業者、地域へのさらなる打撃が予想されますが、漁業及び水産関係の被害の状況の想定と対策の考え方をお伺いします。

昨年の連続台風で最も大きな被害が出た十勝管内の河川、道路、橋梁、砂防などのインフラの復旧工事は、技術者や技能労働者などの人手、資機材の確保がおくれ、全体の5割の進捗にとどまっていることが、我が会派の代表質問でも論議されましたが、急がなければならない復旧・復興事業が進まないことによって、十勝管内では、今回の台風で重ねての被災が発生しました。工

事のおくれによって再び被災するのでは、余りにも気の毒です。

人手不足、資材不足の中で、当然、優先順位はつけなければならないと思いますが、地域維持のためにも、早急な復旧が急がれると思います。どう対応するのか、お伺いします。

また、同様に課題が再認識されたのは、処理ができずに放置されたままになっている倒木です。山地や河道などに放置された倒木が、台風などの大雨で流され、流木となり、漁業の障害になっています。大雨時あるいは春の雪解け時期に流木が発生します。

倒木、流木は利活用が難しいことなどが、処理が進まない理由とお聞きしますが、道の管理河川の河道での倒木・流木対策の考え方をお伺いします。

答弁いかんによっては、再質問があることを申し添え、質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）三井議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、地域医療構想についてであります。この構想の実現に向けて、医療機関相互の機能分担や連携体制の構築を進めるためには、2次医療圏ごとの地域医療構想調整会議において十分な協議を行っていくことが重要と考えます。

このため、構想策定後も、各圏域で調整会議を開催するほか、専門部会等において、病床機能の分化や医療機関相互の連携などについて、より具体的な議論を行っているところであります。

道といたしましては、調整会議において、他の地域のすぐれた事例とその効果や、各種データ等の情報提供を行うとともに、地域の関係者の方々と具体的な議論を丁寧に積み重ねるなど、より積極的に議論を進め、地域の実情に即した医療提供体制の構築に取り組んでまいります。

次に、日欧EPAとチーズ対策に関し、チーズ工房への対策についてであります。道では、これまで、道内の工房チーズの生産振興を図るため、乳業メーカーの協力のもと、基礎的な製造実習や消費者との意見交換などの取り組みを進めてきたところであります。

こうした中、国内のチーズの消費量は増加傾向にあり、引き続き拡大が期待される一方、工房チーズは、フランス産、イタリア産の高級チーズと価格や品質の面で競合する可能性が高いと考えるところであります。

このため、道といたしましては、工房チーズの競争力を高めるため、製造技術者を対象とした専門講習や、HACCP対応も含む衛生対策などに取り組むとともに、国に対し、製造面でのコスト低減と品質向上対策の推進を強く求めてまいります。

次に、チーズの生産振興についてであります。道内では、酪農地帯を中心に、農家等が運営する130の工房で、地域の特性やこだわりの生乳などを生かした特色あるチーズが生産されており、酪農経営の多角化を通じた所得の確保に資するとともに、地域を代表する特産品としても、大変重要な役割を果たしてきているところであります。

このため、道といたしましては、原料乳の低コスト化やチーズの品質向上対策とあわせ、道産工房チーズのPR活動など、消費拡大の取り組みを進めるとともに、GI制度の活用や、チーズ

とワインの組み合わせによる地域ブランド化などを推進し、地域や観光の振興にもつなげてまい
る考えであります。

次に、災害対策に関し、まず、台風による農業被害の状況などについてであります。台風18
号の大雨や暴風により、リンゴの落果、水稲やデントコーンの倒伏、ビニールハウスの損壊のほ
か、昨年被災して復旧工事中であった農地の冠水といった被害が発生したところであります。

このため、道といたしましては、被害を受けた農業者の方々の今後の営農に支障が生じないよ
う、台風通過後の営農技術対策について指導通知を発出するとともに、地域の農業改良普及セン
ターを通じた営農指導などを行っているところであります。

今後、こうした技術対策に加え、関係機関・団体と連携しながら、低利な制度資金の融通に関
する情報提供や、農業共済組合に対する、共済金の早期支払いに向けた働きかけ、さらには、冠
水した農地の速やかな復旧に取り組むなど、農業者の皆さんが安心して営農を継続できるよう、
万全を期してまいります。

次に、漁業被害についてであります。道では、これまで、被害状況の把握に努めております
が、台風通過後も、海では、しけが続いたことなどから、調査に時間を要しており、現時点で
は、波浪による、漁港やホタテ養殖施設、サケ定置網の破損のほか、強風による荷さばき場など
の破損、さらには、河川の増水によるサケ捕獲施設の破損などの被害が発生しており、今後、調
査が進むにつれ、被害の増加が見込まれるところであります。

道といたしましては、今後とも、被害状況の早急な把握に努めるとともに、市町村や関係部局
とも連携をし、施設の応急工事など復旧を進め、本道漁業に対する影響を最小限にとどめること
により、漁業者の方々が安心して漁業を営めるよう、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、災害復旧対策についてであります。このたびの台風18号により、道管理の5河川
で、耕作地などの浸水被害が発生したところでありますが、このうち、昨年被災した箇所
の早期復旧に向けて取り組んでいた芽室町の美生川においては、一部の区間で再度被害を受けたこと
から、より強固な応急対策を実施するとともに、工事の発注時期を早めるなど、早急に対応するこ
ととしたところであります。

道といたしましては、地域住民の方々の安全、安心な暮らしを確保するため、引き続き、工事
発注のおくれの要因となっている資機材の確保などに向け、関係機関との調整を進めるととも
に、入札参加要件の緩和などの対策を講ずることにより、一日も早い復旧に向け、全力で取り組
んでまいりる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）医療のあり方に関し、まず、病床機能の転換についてでござい
ますが、道では、地域医療介護総合確保基金を活用し、地域医療構想の実現に向けた各医療機関
の取り組みを支援しているところであり、急性期病床から回復期病床への転換につきましては、

平成26年度から28年度までに延べ14施設に対して、また、一般病床からサービスつき高齢者向け住宅への転換につきましては、平成28年度に1施設に対して、それぞれ支援を行ったところでございます。

道といたしましては、今後、構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議における議論を進めていく中で、引き続き、基金の活用を働きかけ、病床機能の分化、連携の促進に取り組んでいく考えでございます。

次に、地域医療構想への住民の理解についてでございますが、この構想の実現に向けては、医療を受ける当事者である道民の皆様方や患者の方々の理解を得ながら、医療機関相互の機能分担や連携体制の構築などの取り組みを進めていくことが重要と考えております。

今後より一層、住民の理解の促進が必要でありますことから、道では、地域医療構想調整会議に住民代表の方々に参加いただきますとともに、構想の目指す姿などを周知するためのリーフレットを作成し、医療機関、市町村とも連携し、住民や患者の方々に対して配付するなどの取り組みを進めているところであり、さらなる情報発信に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 農政部長小野塚修一君。

○農政部長小野塚修一君（登壇）日欧EPAとチーズ対策に関し、チーズ原料乳の対策についてでございますが、道では、これまでも、畜産クラスター事業などを活用しながら、畜舎整備や後継牛確保など、酪農生産基盤の維持強化を支援し、生産力の強化による生乳の安定生産と低コスト化を進めてきたところでございます。

道といたしましては、今後、国が取りまとめる政策が、本道酪農のさらなる生産力の強化に効果的な対策となるよう、国に強く要望いたしますとともに、草地の植生改善などによる良質な自給飼料の確保や放牧の推進を初め、乳牛の供用年数の延長、乳房炎の低減等を実現する飼養管理の推進を図り、生乳生産の一層の低コスト化と乳質の向上など、道産チーズの競争力の強化に取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 総務部危機管理監橋本彰人君。

○総務部危機管理監橋本彰人君（登壇）台風18号に関し、被害の把握についてでございますが、このたびの台風18号に関し、現時点で把握をしている被害状況につきましては、負傷された方が7名、住家被害は、一部損壊が177件、床上浸水が12件、床下浸水が71件の、計260件となっております。

また、各種産業やインフラの被害、影響も生じており、そうした状況につきましても、できるだけ早期の把握に努めているところであります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 建設部長渡邊直樹君。

○建設部長渡邊直樹君（登壇）災害対策に関し、河川内に堆積した流木についてでございます

が、大雨時に山地などから発生し、河川内に堆積した流木につきましては、公共土木施設の維持管理基本方針により、河道内や橋脚部分に流木が堆積し、河川阻害による洪水被害のおそれがある場合などに除去することとしておりまして、昨年の台風などにより堆積した流木の除去に努めてきたところであり、今回の台風18号によって、広尾川、音調津川などに堆積した流木につきましても、順次、その処理に着手をしているところでございます。

道といたしましては、今後とも、関係機関と情報を共有するなど、連携を図りながら、川の流れを妨げ、洪水被害を生じさせることがないように、河川内に堆積した流木の除去やその利用促進に向けた取り組みを進めるなど、流木対策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長勝部賢志君 三井あき子さん。

○83番三井あき子君（登壇・拍手）御答弁をいただきましたが、まず、地域医療構想についてです。

広域分散型の本道で、少子・高齢化が進行し、医師や医療機関の偏在が進行し、深刻化している中で策定されたという意義を持つ構想であります。

構想の実現性や病床機能の転換については、取り組みの経過を説明する答弁でしたが、これまでの数々の構想が相次ぎ失敗してきたことをしっかりと踏まえて、構想の実現に取り組んでいただきたいと思います。

特に、住民の理解につきましては、構想を実現するために欠かせません。ところが、答弁は、医師などの不足、財政の厳しさなど、行政側の都合を言い立てるだけの、上から目線の発想に聞こえてしまう内容です。

住民からの、医療の現状や先行きについての深い理解と、その理解に基づいた協力がなければ、構想の成功はあり得ません。

地域に責任を押しつけるだけではなく、住民の理解を得る作業に道も積極的に参画なさるよう指摘させていただきます。

次に、日欧EPAとチーズ対策についてです。

チーズについて、知事がおっしゃる原料乳の低コスト化と高品質化という両面の課題の同時解決への対策をお伺いしましたが、原料乳の低コスト化と高品質化に取り組むとの趣旨の答弁でした。

フランス産やイタリア産の高級チーズと競合する可能性が高いとの厳しい認識を示しながら、その対策については、国に対し、製造面でのコスト低減と品質向上対策の推進を求めるとの答弁では、議論がかみ合いません。

安くて良質なものであれば競争に勝てるというのは当たり前です。それが簡単ではないから、関税などの措置がされてきたのです。それを、いとも簡単に自己責任であるかのような答弁をするのは、不安におびえる現場に対して不誠実な姿勢でしかありません。

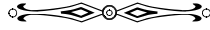
知事は、改めて、現場の立場での対応を国に主張されますよう強く指摘し、私の質問を終わり

ます。（拍手）（発言する者あり）

○副議長勝部賢志君 三井あき子さんの質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時9分休憩



午後2時31分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

丸岩浩二君。

○18番丸岩浩二君（登壇・拍手）（発言する者あり）通告に従いまして、順次質問させていただきます。

初めに、民泊について伺います。

民泊に係る条例について、今議会の我が会派の代表質問に対し、知事は、年度内の条例制定に向けて、有識者会議等を通じ、年内にも道としての考え方を取りまとめていかれる旨の答弁をされました。

ただ、残された時間は余りなく、早急に具体的な考え方を整理していく必要がありますが、国の法令などにのっとりすることはもとより、地域の特性などをしっかりと踏まえながら、本道の実情に沿った条例となるよう進めていくことが重要であります。

例えば、既存の旅館やホテル事業者の方々からは、公平な競争条件を求める声が多くあります。また、先般の有識者会議において委員からの御意見にもありましたが、良質な居住環境にある住居専用地域などは、生活者の静穏な環境を守るため、制限の対象とすべきであると考えます。

道では、制限を行う区域として、どのようなものを検討しておられるのか、また、道としての考え方を取りまとめるに当たり、どのようなスケジュールで取り組んでいかれるのか、伺います。

次に、ハンターの育成について伺います。

本道は、すぐれた自然に恵まれている一方で、ふえ過ぎたエゾシカ、アライグマ、アザラシなど野生鳥獣による生態系への影響や農林水産業の被害、さらには、ヒグマの市街地への出没など、人と野生鳥獣との共存をいかにして図っていくかが重要な課題になっていると考えます。

私の地元でもヒグマやエゾシカが目撃情報が相次ぎ、札幌市内におけるヒグマの出没情報は、本年8月末時点で既に76件に達するなど、近年まれに見る速いペースで推移しております。

札幌市内では、出没場所が市街地に近いため、わなによる捕獲を試みているものの、なかなか成果が上がらないと聞いており、住民とのあつれきが生じないうちに、猟友会の御協力をいただき、捕獲していくことも必要ではないかと考えます。

特に、エゾシカについては、道内の推定生息数は、平成22年度のピーク時に約68万頭いたの

が、昨年度には約45万頭へ、農林業被害額は、ピーク時である平成23年度の約64億円から、直近の公表数値である平成27年度には約43億円と減少傾向にあります。さらに、エゾシカの個体数を減少させて、適正な生息数に管理し、農林業被害を軽減していくためには、引き続き、捕獲圧を維持し、捕獲数を確保していく必要があります。

また、ヒグマが出没したときの対応についても、狩猟免許を持つハンターに協力してもらう必要があることから、野生動物を管理する上でハンターが担う役割は大変重要なものであることは言うまでもありません。

しかし、高齢化などに伴うハンター人口の減少が続いており、優秀なハンターをいかに多く確保していくかが大きな課題と認識しております。

そこで、以下、ハンターの確保や人材の育成に関して伺ってまいります。

まず、ハンターの確保に関しては、その数もさることながら、射撃技術を磨く場も必要であります。

現在、道内には、クレーやライフルなど射撃の腕を磨くことができる射撃場が33カ所ありますが、最も多くハンター人口を抱える札幌近郊の射撃場は限られ、必ずしも、練習しやすい環境とは言えない状況と認識しております。

一例として、南幌町には、かつて、平成元年に開催された「はまなす国体」に向けて建設された射撃場がありましたが、平成16年に休止となった後、平成23年に廃止されており、練習の場を確保するためには、こうした施設の活用も有効と考えますが、まずは、練習の場の確保に関し、知事の所見を伺います。

次に、本年第1回定例会において、道は、ハンターの確保と育成に関する我が会派の同僚議員の質問に対し、ハンターの人員確保と新たな人材への技能の継承が課題であるとの認識に立ち、地域の猟友会などと協力して、経験が浅いハンターを対象とする技術研修会を道内各地で開催するほか、狩猟の社会的な意義や必要性について広く周知するなどして、新規狩猟免許取得者の裾野の拡大と取得者のスキルアップに努めるとの答弁をされたところでありますが、具体的にどのような取り組みを行い、ハンターの確保育成の確実な推進に向け、今後、どのような対策を進めるのか、道の方針を伺います。

次に、海外での道産品の販路拡大について質問をいたします。

道産食品の輸出を拡大する上で、経済発展が著しく、北海道への人気が高まっているASEAN諸国への販路の開拓が重要と考えます。

その中でも、国民1人当たりの所得水準が日本を上回り、周辺国への発信力も高いシンガポールは、高級食材の輸出先として有望であり、また、本道と直行路線で結ばれ、ASEAN諸国の中で延べ宿泊者数が最も多いタイについても、今後、インバウンドを含めた販売促進が期待される所であり、

力強い本道経済の構築に向けて、海外の成長力を積極的に取り込んでいくためには、輸出に取り組む道内企業や地域の裾野を広げ、多様な商品の取引を実現していくことが重要であると考え

ます。

そのためには、先ほど挙げたシンガポールやタイなどに、販売活動を支援する足がかりを確保し、成長が著しいASEAN市場の獲得を進めていくことが有効と考えます。

道では、道産食品の販路拡大に向け、さまざまな施策を実施してきたと承知しておりますが、これまでの成果をさらに発展させ、取り組みを強化していく観点から、以下、数点伺います。

道では、2年前、シンガポールに、海外で初のどさんこプラザを設置し、道のオフィシャルショップとして、道産食品の販売や道内企業の販路開拓を支援しており、また、昨年9月には、タイ・バンコクの大規模ショッピングセンター内に、期間限定のアンテナ販売コーナーを設置し、道産食品の売り込みを行ったものと承知しておりますが、こうした取り組みの実績について伺います。

道では、昨年、シンガポールにおいて、道産食品の継続的な取引を促進するため、現地の飲食店の方などを招いて、すぐれた道産食材をPRするための商談会を開催するとともに、どさんこプラザの開設1周年を記念したフェアを開催いたしました。事業に参加した我が会派の同僚議員からは、商談会、フェアとも大変にぎわっていたと聞いております。

また、商談会などに参加した事業者の食材を中心に、本年2月には、現地のレストラン向けのフォローアップの取り組みを実施したと承知しておりますが、こうしたシンガポールにおける事業について、その後、どのような成果を上げておられるのか、伺います。

これまで、海外における道産品の販路拡大について伺ってまいりましたが、現在、本道には多くの外国人観光客が訪れており、平成28年度の来道者数は約230万人に上ります。

本道を訪れる外国人観光客の方々に、安全、安心で、おいしい道内各地の特産品を買っていただくことは、旅行者の方々に地域の魅力を楽しんでいただくとともに、輸出に踏み出せない方を含め、地域の幅広い産業が海外需要を取り込んでいく面からも重要と考えますが、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、伺います。

今年の11月には、シンガポールのどさんこプラザも3年目を迎え、道内企業に対するマーケティング支援の役割はますます大きくなると思います。

広大なASEAN市場の開拓を加速していくため、今後、道としてどのように取り組んでいくのか、知事の見解を伺います。

次に、障がい者に係る医療体制について伺います。

平成30年度から始まる次期医療計画の策定に当たっては、厚生労働省の、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針を踏まえて、多様な精神疾患などに対応できる医療連携体制の構築に向け、統合失調症や認知症などの疾病等ごとに、医療機関の役割分担や連携を推進するとともに、患者本位の医療を実現していけるよう、各医療機関の医療機能を明確化することが求められております。

各医療機関が担う医療機能は、道内全域の医療連携や情報収集・発信、人材育成を役割とする都道府県連携拠点機能、精神医療圏の医療連携や情報収集・発信、人材育成を役割とする地域連

拠拠機能、地元での精神科医療の提供を役割とする地域精神科医療提供機能の三つとされ、その要件は、都道府県ごとに設置される協議の場を通じ、地域の実情を勘案して個別に設定し、次期医療計画に明記するよう、国から求められております。

また、疾患等ごとに、都道府県連拠拠機能を担う医療機関を、少なくとも1カ所、医療計画に明記すること、地域連拠拠機能及び地域精神科医療提供機能を担う医療機関を、精神医療圏ごとに1カ所以上、医療計画に明記することが望ましいとの方針も示されております。

そこで伺いますが、精神疾患などに関し、次期医療計画において、都道府県連拠拠機能や地域連拠拠機能などを担う医療機関をどのように選んでいくのか、また、各圏域において医療連携体制をどのように構築していくのか、所見を伺います。

道内において、在宅で生活をしている重症心身障がい児・者の数は、平成25年が631名であったのに対し、平成28年は658名と増加しております。また、このうち、呼吸、栄養、排せつなどの医療的ケアを必要とする方は、平成25年の283名から、平成28年では306名と増加している状況にあります。

医療的ケア児・者の在宅生活を維持するには、介護する家族の負担を軽減することが重要であり、そのためには、医療的ケアに対応できる障がい福祉サービス事業所の拡充を図るなど、支援を講ずることが喫緊の課題となっております。

このため、道では、昨年度、北海道障がい者施策推進審議会に医療的ケア児支援部会を設置し、医療的ケアが必要な重症心身障がい児に対する支援方策や、次期計画に盛り込むべき内容を検討しているものと承知しております。

そこで伺いますが、医療的ケア児の在宅生活を支援するために、部会においてどのような検討が行われているのか、今後、どのような取り組みを行おうとしているのか、知事の見解を伺います。

次に、水資源保全条例について伺います。

道は、平成24年に、水資源の保全に関する施策を総合的に推進し、道民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とした水資源保全条例を全国に先駆けて制定し、水源地周辺における適正な土地利用の確保などに努めてきたものと承知しております。

この条例では、施行から5年を経過するごとに、その間の社会情勢の変化などを勘案し、条例の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずることとされており、現在、検討作業を進めていると承知しております。

水は、全ての生物における命の源であり、私たちの生活になくてはならないものですが、日本、特に北海道には水資源が豊富に存在する割に、その大切さが十分に認識されていないのが現状であります。

渇水による水不足や、災害による断水時の例を見るとよくわかるように、一たび問題が生ずれば、日々の生活に深刻な影響を与えることとなります。

私は、水資源の保全について、国土保全、国民保護の前提となる重要な問題との意識を持つ

て、取り組みを進める必要があると考えます。

しかし、これまでの道内における取り組みの状況を見ると、この条例による水資源保全地域の指定数は、昨年度末までの累計で175地域、市町村数は59となっており、指定の時期も、ほとんどが平成24年度から26年度に集中しているなど、継続的に取り組みが進められているとはいえない状況ではないかと思えます。

こうした状況を知事はどのように受けとめているのか、伺います。

条例の施行状況を検討するためには、地域指定の主体である市町村はもとより、条例で責務が定められている事業者や土地所有者の意見、要望なども把握する必要があります。その際には、地域の森林組合、農業委員会といった、地域の実情に詳しい関係者や部局にも照会するなど、現状に関する適切な情報の把握が求められます。

道は、市町村や事業者、土地所有者などの意見をどのように把握する考えなのか、伺います。

道民の日々の暮らしはもとより、農業や製造業など産業活動の目的で利用される水資源は、私たち道民の生活を支える最も基本的な資源であり、将来にわたって安全かつ持続的に利用できるよう、保全に努めていかなければなりません。

そのためには、より効果的な保全が図られる条例となるよう、市町村はもとより、水源地の土地所有者、水源地周辺で事業を営む方々、森林の保全に携わっている森林組合など、幅広い関係者の意見を十分踏まえて検討することが重要と考えます。

道は、このたびの、水資源保全条例の施行状況等の検討に当たって、どのようなことに重点を置いて進める考えか、お伺いをし、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）丸岩議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、民泊に関する考え方などについてであります。今般、国から示されたガイドラインの案においては、民泊の営業を制限できる区域と期間について、学校等の周辺における登校日や、静穏な環境にある別荘地において、所有者の多くが滞在する繁忙期といった例が示されたところであります。

年内の道としての考え方の取りまとめに向け、国の考え方を基本としつつ、地域の実情に応じた検討を進めるため、良好な住環境の形成を目的としている住居専用地域も対象に加えることや、営業を禁止する具体的な期間などについて論点を整理し、近日中に開催する有識者会議において、関係業界団体などから幅広く意見を聴取できるよう取り組んでまいりたい考えであります。

次に、道産品の販路拡大に関して、今後のASEAN地域での取り組みについてであります。道では、海外におけるどさんこプラザの機能の強化に向け、本年11月に、シンガポール店のリニューアルを行い、売り場面積を現在の約3倍に広げ、現地ニーズが高い農水産加工品の品ぞろえを強化するとともに、これを記念した北海道フェアや、世界的に有名な中華シェフの協力を得た試食商談会を開催することとしているところであります。

また、海外で二つ目となるどさんこプラザを開設する予定のバンコクにおいても、本年12月

に、札幌市と連携して、現地バイヤーとの商談会や道産品をPRするフェアを実施することといたしております。

私といたしましては、こうした取り組みなどにより、今後、富裕層が多く、情報発信力が高いシンガポールと、道内企業の関心が高いバンコクの2カ所を核に、どさんこプラザのノウハウとネットワークを効果的に活用しながら、成長が著しいASEAN市場の開拓の取り組みを加速してまいりたいと考えております。

次に、医療的ケア児に対する支援についてであります。道では、有識者や障がい当事者などに参画していただき、昨年11月、障がい者施策推進審議会に医療的ケア児支援部会を新たに設置し、身近な地域でのサービス提供のあり方や、保健、医療、福祉などの関係機関が緊密に連携するための方策など、必要な支援策について検討を進めていただいているところであります。

道といたしましては、この部会の検討結果を踏まえ、第5期障がい福祉計画において、実効性のある支援策を取りまとめ、医療的ケアを必要とするお子さんとその御家族が、訪問診療などの医療行為や、短期入所などの福祉サービスを受けながら、日常生活を送ることができる体制の整備を図る考えであります。

最後に、水資源の保全などについてであります。水資源保全条例は、民有地にある水源等を保全するため、市町村長の提案を受け、水資源保全地域の指定を行っていくものであります。いまだ、その指定が進んでいない地域もあるものと認識をいたします。

道といたしましては、水資源の保全の重要性を周知するため、本年度の土地利用基本計画の見直しに際し、都市地域や農業地域など、法律に基づく5地域に加え、全国に先駆け、水資源保全地域を表示する方向で検討を行っているところであります。こうした取り組みを通じ、水資源の保全に関する施策の総合的な推進に努めてまいります。

なお、その他の御質問に関しましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 環境生活部長小玉俊宏君。

○環境生活部長小玉俊宏君（登壇）ハンターの捕獲技術の向上についてであります。農林業に多大な被害をもたらしているエゾシカや、市街地周辺に出没するヒグマなどに対応し、野生鳥獣を適正に管理していくためには、ハンターの確保はもとより、射撃など捕獲技術の向上を図ることが重要と認識しております。

このため、道では、ハンターを対象とした、射撃場での実践、現場でのわなの設置や銃による捕獲の研修会の開催などに取り組んできたところであります。

道といたしましては、引き続き研修会を開催するほか、ハンター人口が集中する道央圏の射撃場につきましては、地域の要望などを伺いながら、ハンターの利便性に資するための整備方策や補助制度の活用について情報提供を行うなど、捕獲技術の向上が図られるよう取り組んでまいります。

次に、ハンターの育成などについてであります。道では、これまで、狩猟免許試験を休日や

農閑期に開催するなどして、受験の利便性の向上を図るとともに、若い世代に関心を持っていただくため、狩猟の魅力や社会的意義を伝えるハンドブックを配布し、周知するなどして、ハンターの確保に努めているところであります。

また、猟友会と連携し、エゾシカを追い込んで捕獲する巻狩り猟や、捕獲したエゾシカの解体技術の実習を行うなど、捕獲技術の向上にも取り組んでいるところであります。

道といたしましては、引き続き、こうした取り組みを効果的に展開するとともに、大学やハンティングクラブ、鳥獣捕獲等に一定の技能を有する事業者などと連携し、一層の免許取得者の裾野の拡大とスキルアップに努め、ハンターの確保と育成を図ってまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 経済部食産業振興監田辺利信君。

○経済部食産業振興監田辺利信君（登壇）海外での道産品の販路拡大に関し、ASEAN地域でのどさんこプラザなどの実績についてであります。道では、平成27年11月に、シンガポールの高級スーパーマーケット内にどさんこプラザを設置し、来道観光客などに人気がある商品に加え、初めて輸出にトライする商品のテスト販売や、市町村などと連携したフェアなどを実施してきており、これまでの売り上げは約100万シンガポールドル、日本円にして約8000万円と、開業以来、順調に売り上げを伸ばしているところであります。

また、昨年10月から本年3月までの間、バンコクの百貨店内に設置した道産品のアンテナコーナーにおいても、加工食品、農水産物などの売り込みを行い、その中の、道産チーズや果実を使用したスイーツなどが、既に、当該百貨店が継続的に取り扱う定番商品に成長しているところでございます。

今後、こうした海外における販売拠点で培われたノウハウと現地ネットワークを有効に活用し、道産食品の一層の販路開拓や輸出拡大に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、シンガポールでの商談会などの成果についてであります。昨年11月にシンガポールで開催した商談会においては、流通・飲食関係の企業に加え、マスコミや政府要人など、現地の多くの方々に御来場いただき、新聞、雑誌などの地元メディアで報道されるなど、大盛況でありました。

また、この中で、十勝産の牛肉やオホーツク産のホタテなどが現地の高級和食店で採用されたほか、ジャガイモ、タマネギなどの農産品も、ASEAN地域を商圏とする卸売会社との取引につながったところであります。

こうした成果の定着と拡大に向け、ことし2月には、さきの商談会に出品した食材を中心としたメニューを提供するレストランフェアを、現地の飲食店の29店舗において開催し、中華やイタリアンなど、さまざまな料理を通じて、道産食品の品質の高さを現地消費者へアピールしたところでございます。

次に、外国人観光客に向けた道産品の販路拡大についてであります。外国人観光客の方々に地域の特産品を購入していただくためには、これらの品物が集まり、個人旅行者を初めとした外

国人客の立ち寄りが期待される、道内各地の道の駅の役割が重要であります。商品の名称や説明を外国語で表記している事例は少なく、外国人客を念頭に置いた品ぞろえ、接客方法がわからないとの声も寄せられているところであります。

このため、道では、免税店となったどさんこプラザ札幌駅店と連携して、新幹線の開業で注目される道南から、本道の空の玄関口である千歳に至るルート上の道の駅などに対し、外国人客への対応ノウハウを習得するためのワークショップやモニターツアーを今年度から新たに実施しているところであります。

今後とも、道の駅を活用した外国人客への道産品の販売や商品PRなどのノウハウを道内に普及し、地域の幅広い事業者が海外需要を獲得できるよう取り組んでまいる考えです。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）精神疾患等に係る医療連携体制についてでございますが、道では、多様な精神疾患等に対応できる医療連携体制の構築に向け、現在、関係団体等との意見交換を行い、精神保健福祉審議会において、広域分散型の本道の状況を踏まえて、精神医療圏のあり方や、地域の拠点となる医療機関の要件などについて検討を進めているところでございます。

今後、この結果を踏まえ、道としての考え方を、来年度からの新たな医療計画に位置づけ、医療機関に対する個別の働きかけを行うなどして、地域の実情に応じた、精神障がい者に対する良質かつ適切な医療の提供体制を確保してまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）水資源保全条例に関し、まず、関係者の意見の把握などについてであります。この条例は、水資源保全地域として指定した地域内において土地取引を行う際に、土地所有者の事前届け出により、適正な土地利用を確保しようとするものであり、その指定に当たっては、水資源保全に対する地域の理解と協力が不可欠であります。

このため、条例の施行状況を検討するに当たりましては、その地域の実情に詳しい方々の意見や要望などを的確に把握することが大切であると考えているところであり、市町村、森林組合、農業委員会などの関係団体を初め、土地所有者へのアンケート調査を実施し、条例に対する意見等の把握に努めてまいります。

次に、今後の対応についてであります。水資源の保全をより実効あるものとするためには、保全地域を拡大し、道民のかけがえのない財産である豊かで清らかな北海道の水を持続的に利用できるものとして、次の世代に引き継いでいくことが重要であります。

道といたしましては、現在実施しているアンケート調査の結果を踏まえ、振興局による現地確認などのほか、市町村等とのヒアリング、意見交換を実施するなど、地域指定に至っていない現状や課題などの把握に努めるとともに、森林、環境について専門的な知見を有する有識者で構成する北海道水資源保全審議会の御意見を十分お聞きしながら、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 丸岩浩二君の質問は終了いたしました。

安住太伸君。

○4番安住太伸君（登壇・拍手）（発言する者あり）北海道結志会の安住太伸です。

通告に従いまして、知事並びに教育長に質問してまいります。

初めに、J R北海道について伺います。

まず、鉄道事業についてです。

つい先ごろ、連合北海道の幹部の皆さんが、北海道の鉄道網の維持とJ R北海道の経営基盤の確立に向けた要請にかかわり、国土交通省鉄道局長と意見交換をされたと伺いました。

その際、赤字路線は切るというなら公共交通は成り立たない、道路、港湾、空港のインフラ整備は国が行うのに、鉄道事業はなぜ民間がやらなければいけないのかとの趣旨の発言が、同行した国会議員からなされたのを受け、当の局長は、日本の鉄道は、全体的にそれなりに人口が密集しているので、インフラ整備も含め、ビジネスとして成り立つという環境が原則である旨、発言されたそうです。

しかしながら、私の認識では、J Rのいわゆる三島会社は言うに及ばず、本州の3社でさえ、鉄道事業単体での収益は、もともともうかるような仕組みになっている新幹線が稼ぐ営業利益に大きく依存しており、山手線のようなドル箱路線を抱えるJ R東日本であっても、在来線単体での営業利益率は8%程度という実態と聞き及んでいます。

この点で、知事は、そもそも、鉄道事業において、特殊なスキームのもと、事実上、J R側の収益が担保されている新幹線や、日本一、人口が密集しており、時に乗り切れないほどの乗客がいる山手線などの一部路線を除き、その多くは、たとえ本州の3社といえども赤字だという現状をどのように認識されているのか。

知事もたびたび議会で答弁してきている、公共交通ネットワークや地域交通の確保に関する国の役割、責任を考えていく上で、根幹をなす極めて重要な点だと考えますので、知事の所見を伺います。

次に、国の支援についてです。

昨年11月、J R北海道が事業範囲の見直しを正式に表明して以降、ことし2月には、単独での維持が困難とした10路線、13線区のうち、廃止もしくはバス転換の方針を示した区間を除く7路線、8線区につき、修繕・更新費用だけで約435億円が今後20年間で必要との試算を公表したのは周知のとおりです。

会見の中で、島田社長は、この金額を地域で負担してほしいということではないと話しながら、一方で、その後、これ以上の負担を国に求める考えはない旨、表明しています。そうした一連の発言への不信感が、事業範囲の見直しにかかわりJ R北海道側が求める協議に全ての地域がスムーズに入っていけない状況を生んでいる最大の要因と考えるところです。

この点にかかわり、先ほど述べた鉄道局長は、地方が全て負担ということにはいかないと個人

的に思うがと断りながらも、同時に、JR北海道がどのようなスタンスで臨むかが決定的に重要である旨、発言されたとのことでした。

JR北海道は、今なお、国がその全株式を保有し、JR会社法に基づき、経営の根幹にかかわるさまざまな局面で、国土交通大臣が認可など監督を行うという、事実上、国の管理会社です。

さきの鉄道局長の発言について、国が、JR北海道側に、現在の状況を招いた第一義的な責任を認め、その上で、経営の見直しにかかわる自助努力や負担を、JR北海道を含めた地域側にまず求めるとする趣旨ならば、国は、法に定められた責任をみずからしないがしろにすることにもなりかねません。

知事は、実効ある抜本的な国の支援を強く求める旨、たびたび議会で答弁してきています。

しかしながら、JR北海道の島田社長と、その管理元である国交省の高官の発言を聞く限り、知事の答弁そのものの実効性が逆に問われかねない事態と誰もが考えると思うのですが、今後、どう具体的に実効ある抜本的な支援を引き出すお考えか、知事の所見を伺います。

次に、鉄道貨物についてです。

そもそも、国は、本道において鉄道網が維持されることの価値、あるいは、それが鉄道でなければならない意義をさほど明確に認識されていないのではないのでしょうか。

例えば、全国の生産量の約65%を誇る本道産のタマネギについて、俗にタマネギ列車と呼ばれる貨物列車で、本州向け出荷の約64%に相当する量を運んでいる点を国はどう認識されていると知事はお考えか、所見を伺います。

また、開発局が発表しているデータによると、収穫期の8月から翌年4月まで絶え間なく続く出荷の数量は、1両に5トンのコンテナを5個積載する一般的な11両編成の貨物列車に換算した推計値で、最も出荷が少なくなる4月でも1日に2回弱、ピークとなる10月には1日に7回以上も毎日搬送されている計算になります。

この物量をトラック輸送に置きかえると、仮に全量について10トン車を使ったとして、閑散期の4月でも、タマネギだけで、毎日50台掛ける丸1カ月分、繁忙期の9月から12月にかけては、単純平均で、4カ月間、毎日120台近くが必要となります。

一方で、日本も批准し、発効したパリ協定の遵守など、環境面の要請から、二酸化炭素低排出型輸送手段への切りかえをどう進めるかという課題に本道が直面している点や、そもそも、トラック輸送を担う運転手自体がない現状に照らし、そうした置きかえの実現可能性にかかわり、知事は、国の認識をただしたり、鉄道の必要性を具体的に訴えたりしたことはあるのか、伺います。

次に、観光地を結ぶ鉄道について伺います。

バス転換が取り沙汰されている線区の一つに、根室線の富良野—新得間の81.7キロメートルがあります。

7空港の運営の一括民間委託にかかわるこれまでの議論では、それぞれの空港から、あるいは空港へと至る、2次、3次等の交通手段が十分に確保されて、初めて、空港運営の民間委託に関

する取り組みが、観光振興や各地域の活性化に資するものとなり得るとされてきました。

その具体的な議論、検討が始まる前に、主要な観光地間を結ぶ鉄道が寸断される事態は、観光振興や地域活性化のための選択肢を大きく狭める結果にはならないのか、知事の所見を伺います。

次に、国への対応についてです。

J R北海道の事業範囲の見直しにかかわる根本的な課題の一つが、分割民営化時に創設された経営安定基金の運用益に基づく経営支援、安定化スキームという、民営化を進める大前提となった仕組み自体の破綻です。

その方策の根幹をなすはずだった金利水準が低迷という影響にさらされ続けたJ R北海道では、国が追加で行った支援を加味しても、なお3700億円近い、もらい損ねが生じている点が指摘されています。

この金額は、単独での維持が困難とされている7路線、8線区につき、今後20年間に要する修繕・更新費用の約435億円もの巨額投資を補って余りある、8倍以上に相当します。

そのことをもって、J R北海道側の自立的な経営基盤の確立に向けた責任を全て否定するものではありませんが、適切な修繕や更新が結果的に後手後手に回った要因の一つとなった可能性と、その点にかかわる国の責任を否定することも同様にできないものと考えています。

反面、大学教授等による調査推計の結果から、本州の3社や旧国鉄清算事業団が金利低下により多額のメリットを享受してきた点を指摘する声もあります。

東日本、東海、西日本の本州のJ R 3社は、合計で5.5兆円近い返済金利低減のメリットを享受し、さらに、旧国鉄清算事業団は、負債が圧縮され、価値が上がり始めた本州の3社のJ R株を順次売却していくことで、総額で4兆円以上もの利益を得ている計算になるとのことです。

そうした経緯を踏まえた上で、改めて、J R全7社の中で最も厳しい経営環境に置かれているJ R北海道の経営基盤の確立に向けた方策を考えるに当たっては、前提として、国からの相応の資金投入を求める理由と利害が本道にはあることを、知事は覚悟を持って国に対して訴えるべきではないかと考えます。知事の所見を伺います。

次に、障がいのある方への支援について伺います。

初めに、発達障がいのある方への支援についてです。

発達障がいを持つ方の中には、就職後、仕事に行き詰まって鬱病を発症し、病院を受診することで、初めて、発達障がいとの診断を受けるなど、大人になってから障がいに気づく事例が少なくないものと認識しています。

最近、私が相談を受けた事例でも、子どもころから発達におくれを感じるなどの兆候はあったものの、高校は普通科を卒業し、その後、幾つかの職場を転々とするも長続きせず、いろいろと相談の結果、B型の就労継続支援施設での作業に従事して、縁があって、とある事業所に一旦は入所しました。

ところが、指導員の方から、重度の発達障がい、もしかすると知的障がいをお持ちの可能性も

否定できない旨、指摘がありました。

幼少・児童期にいじめられた経験があり、27歳になる今の今まで、親元以外で、長時間、継続的に過ごしたこと自体がなかったその男性は、施設との信頼関係を築くことすらかなわないまま、親元に戻り、結果的にまた引きこもってしまいました。

御両親は、健在ながら、ともに60歳を目前に控え、この先、いつまでもその男性の面倒を見続けることがかなわないであろうといった状況を見聞きしています。

こうした事例に対する知事の課題認識について伺います。

次に、早期の支援についてです。

こうしたケースを見聞きするにつけ、幼少期など、できるだけ早い時期に障がい気づき、その状態に応じた適切な支援、教育を受けることが、社会生活に適応し、将来にわたって自立して生きていく可能性を広げる上で、とても重要になってくるものと考えるところです。

この点で、確かに、乳幼児期における発育は個人差が大きく、早期の気づきといっても困難な側面があると思いますが、道としてはどのように取り組んでいるのか、伺います。

次に、切れ目のない支援についてです。

成人になる以前の、例えば高等支援学校の現場などからは、個々の特性に応じた適切な支援、教育の継続は、卒業後の就労に結びつける上で重要な要素であり、仮に、卒業後に障がい福祉サービスが途切れてしまった場合、自立から一気に遠のいてしまうといった課題も指摘されています。

したがって、発達障がいを持つ方お一人お一人が、個々の特性に応じながら、社会生活に適応し、将来にわたって自立して生きていく可能性を広げるためには、早期発見に基づく適切な支援、教育の実施とともに、大人になるまでの切れ目のない支援を、幼児期、学齢期、就労期といった段階に即して受けることができる体制の整備が極めて重要と考えるところであります。

しかしながら、学校現場では、それでなくても、近年、先生方が多忙をきわめ、発達障がいの疑いがあるお子さんの対応に苦慮されているという話をよく耳にします。

この点で、発達障がいの傾向や疑い、その特性に応じた支援がどのように行われてきたかといった情報が関係機関で共有できると、学校現場でも、より適切な支援、教育が行われるものと考えます。

道としての現状や課題に係る認識とともに、こうした現実に対し、どのように取り組んでいかれるのか、知事並びに教育長に伺います。

次に、障害者差別解消法施行後の状況について伺います。

平成28年に、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に同法が制定されてから、1年余りが経過しました。窓口での筆談対応の案内表示など、障がいのある方への合理的配慮がなされているのを目にする機会もふえてきたところですが。

一方、例えば、空港の保安検査場やバスなどの乗り物の車中で合理的配慮が受けられなかったなど、まだまだ十分とは言えない対応状況があることも、少なからず耳にします。

障がいのある方への不当な差別が行われることのない社会を実現するには、道民一人一人が、この法律の趣旨や理念を理解して、障がいのある方の立場に立った、思いやりのある対応ができるようにしていく必要があると考えます。

道は、この間、障害者差別解消法の理解を広めるために、どのような取り組みを行ってきたのか、また、現状についてどのように把握されているのか、伺います。

次に、法の理念の推進についてです。

障がいの種類や程度は、人によって大きく異なることもあり、何に困っているのか、また、どのような支援が必要なのかは多岐にわたることから、一般の道民がそれを詳しく知るのには難しいのが実態とも考えます。

しかしながら、障がい者差別の解消を進めていくためには、民間企業や道民一人一人が、法の理念をしっかりと理解し、その具現化に向けた行動をとり得る状況をつくり出していくことが避けて通れない部分と考えます。

道として、この法の理念の道民への浸透をより深め、具体的な行動へと結びつけていくために、どのような取り組みを行おうとしているのか、伺います。

次に、本道固有の課題に即した教育の再生について伺います。

まず、労働市場や生活環境の変化への対応についてです。

全国を上回るスピードで、若者を中心とした人口流出、人口減少が進む本道では、労働人口の減少もまた際立って著しいという固有の課題を有しています。

もともと担い手不足に悩んできた建設業などの現場では、昨今頻発する自然災害やその後の復旧・改良工事への対応力を担保するためにも、外国人労働者の受け入れと活用に活路を見出そうとする動きが具現化していると伺っています。

また、進む社会の高齢化は、そうした労働人口の減少と相まって、再生産や道内の企業の存続自体の可能性を大きく引き下げ、結果として、道民所得の減少や、一方で高まる福祉施策への需要を満たすための財源の確保をさらに困難にさせるなど、ゆゆしき事態を招きかねない状況です。

社会全体の構造的な変化に伴う教育の再生は、国そのものが直面する大きな課題ではありますが、本道固有の課題に即した教育の再生が道政の喫緊の課題であることもまた論をまちません。

この点で、知事は、新たに策定する北海道総合教育大綱の中に、本道が直面する固有の政策課題への対処方針や施策を書き込んでいく意向と承知しています。

では、申し上げたような、内から不可避的に進んでいくことが予測される人口減少、高齢化の加速に伴ってグローバル化する労働市場や生活環境といった変化と、その結果、起こり得る課題については、どのように捉え、どう対処していくお考えなのか、知事の所見を伺います。

次に、イノベーションを先導する人材づくりへの対応についてです。

ただいま申し上げた構造的な大変化に対処するためには、若者の流出の動きを、逆に道内還流の動きへと変えることは言うまでもなく、本道における労働生産性の飛躍的な向上とともに、新

たな価値やイノベーションを創出し、かつ先導する人材を多数輩出する取り組みが欠かせません。

知事は、そのために必要な条件なり教育環境をどのように捉え、どう具現化していくお考えか、所見を伺います。

最後に、教育現場の体制について伺います。

総合教育大綱の策定や総合教育会議の設置等の改革が意図したのは、教育行政における責任体制の明確化などとともに、地域の民意を代表する首長との連携が眼目と承知しています。

では、申し上げたような課題の解決に向け、知事との課題認識の共有、連携のもと、一方で教員の多忙化が大きな問題となり、その解消に向けた取り組みが始まろうとしている中で、どのような現場体制なり解決策をとっていくお考えか、教育長の所見を伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）安住議員の御質問にお答えをいたします。

最初に、J R北海道に関し、鉄道事業の現状についてであります。地域における鉄道事業の運営は、利用者の減少などにより、全国の地域鉄道事業者のうち約7割が経常収支が赤字となるなど、厳しい状況にあります。他のJ R旅客会社においては、大都市圏における鉄道事業や不動産事業などにより収益の確保を図りながら、地方路線を含めた鉄道網の維持に努めていると認識いたします。

極めて厳しい経営状況にあるJ R北海道においては、道民の皆様へ責任を有する公共交通の担い手としての使命を自覚し、地域に根差し、地域とともに発展するとの基本認識に立ちながら、旅客サービスを担う企業として、利便性の向上や経営の多角化などによる収益の拡大を図るなど、徹底した自助努力を行うことが不可欠であると考えております。

次に、国の支援についてであります。国鉄の分割民営化に際し、国は、J R北海道の経営安定を図るため、経営安定基金を設置したところでありますが、J R北海道の経営は、長期的な金利の低下に伴う運用益の低迷に加え、利用者の減少や近年の安全投資の急増などにより、年間で180億円に及ぶ巨額の経常赤字の発生が見込まれる危機的な状況にあります。

道といたしましては、J R北海道の経営再生に向けては、これまでの経緯を踏まえ、J R会社法に基づき、経営に対する強い権限を有する国が中心的な役割を担う必要があると考えるものであり、引き続き、実効ある支援が講じられるよう、国に強く求めてまいります。

次に、障がいのある方への支援に関し、まず、発達障がいについてであります。成人してから障がいがあることを発見した場合、コミュニケーション能力など、幼少期に身につけておくべき社会性などに対する支援を受ける機会がなく、また、その行動が障がい特性によるものであることを、本人や家族などが改めて理解する必要があるなど、大きな負担となっていると認識いたします。

このため、保健所や全道の3カ所の発達障害者支援センターでは、成人してから障がいが発見

された方の障がい特性や課題を見きわめ、その方に合った支援方法などについて、専門的助言を市町村や相談支援事業所に対して行っており、きめ細やかな個別のアプローチがなされるよう、今後とも支援に努めてまいります。

次に、障がいのある方への支援についてであります。発達障がいのある方については、就学前、学齢期、卒業後など、それぞれの成長段階における療育や指導内容などの情報が、その人にかかわる関係者の間で共有され、円滑に引き継がれていくことが必要であると認識をいたします。

特に、社会性などが身につけられる学齢期においては、集団への適応など、適切な支援が重要であることから、道教委との協働により、お子さんの情報を市町村の保健師と学校教諭が共有する取り組みを順次拡大してきているところであり、道といたしましては、こうした市町村の取り組みを検証した上で、その効果やノウハウなどについて発信しながら、切れ目のない支援体制が全道の市町村で構築されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、障がい者差別の解消に向けた取り組みについてであります。共生社会を実現するためには、道民の皆様一人一人が、障がい特性を理解し、差別を解消するという気持ちを共有することが大切であり、本年度、障害者差別解消法に関する道民意識調査を実施したところであります。

今後、その結果を踏まえ、障がいにはさまざまな特性があることや、いろいろな配慮が必要であることなどを多くの道民の皆様方に理解していただくための効果的な取り組みを検討するとともに、官公庁はもとより、企業や業界団体にも働きかけるなどして、差別のない、誰もが暮らしやすい北海道づくりに取り組んでまいります。

最後に、イノベーション人材の育成についてであります。本道の持続的な発展を目指し、新たな価値やイノベーションを創出していくためには、異なる分野や業種の方々が、さまざまな場面で連携し、新たな気づきや発想を得ることが重要と認識しており、総合教育大綱においては、未来を切り開く北海道人を、北海道の総力を挙げて育むことを基本理念としてお示したところであります。

私といたしましては、この理念の実現に向け、大学等の高等教育機関との連携協働などを施策の基本方針として位置づけたところであり、大学や企業等が有する機能の有機的な活用のあり方などについて、総合教育会議の場などで協議を進めながら、本道の潜在力を生かして、未来につながる新たな価値を創出し、地域の魅力を発信することができる人材の育成に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、その他の御質問につきましては、担当の部長から答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○総合政策部交通企画監黒田敏之君（登壇） J R北海道に関し、まず、国の支援についてでございますが、極めて厳しい J R北海道の経営再生に向けては、 J R北海道の徹底した自助努力はもとより、これまでの経緯などを踏まえ、国が中心的な役割を担う必要があると考えております。

道では、これまでも、国に対し、本道固有のコスト負担の軽減など、抜本的な支援について重ねて要請を行ってきているところではありますが、今後とも、国や市長会、町村会、さらにはJR北海道が参画する鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議などにおいて、国の支援の必要性について認識を深めながら、実効性のある方策が着実に講じられるよう、オール北海道で国に強く求めてまいります。

次に、鉄道貨物輸送についてであります。鉄道貨物輸送は、本道で生産されたタマネギやジャガイモなどの農産物の移出はもとより、道民の皆様の生活に欠かせない食料品や日用品の搬送など、本道と全国を結ぶ輸送手段として重要な役割を果たしており、国にもその旨を申し上げてきたところでもあります。

道では、道産農産品の輸送手段としてはもとより、環境負荷の低減や物流の効率化に果たす鉄道貨物輸送の重要性に基づき、これまで、貨物列車の走行に伴うJR北海道の負担を軽減する措置を国に求めてきたところであり、引き続き、貨物輸送の割合が高い本道の輸送体系を踏まえ、国に訴えてまいります。

最後に、今後の交通ネットワークについてであります。インバウンドなど、本道を訪れる観光客の方々に、道内各地へストレスなく移動していただくためには、駅はもとより、空港や港湾といった交通の結節点と観光地などとを結ぶ2次交通の整備を進めることが重要と認識しております。

道といたしましては、公共交通ネットワークを持続的に維持していくためには、観光振興など、将来を見据えた地域づくりと一体的に、そのあり方について検討を行っていくことが重要と考えており、今後とも、地域の皆様と連携を図りながら、地域の実情を踏まえた交通ネットワークのあり方に関する議論が深められるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 保健福祉部長佐藤敏君。

○保健福祉部長佐藤敏君（登壇）障がいのある方への支援に関し、まず、発達障がいのある方への早期支援についてでございますが、道では、最も身近な支援者である市町村の保健師や保育士などの資質の向上を図るため、発達障がい疑われる子どもの特徴、接し方等についての研修会を開催し、成長の早い段階から、一人一人の発育に応じた適切な支援が行われるよう取り組んでいるところでございます。

また、全ての市町村で、相談支援事業所などが参画するケース会議において、発達障がいのある子ども一人一人に合った適切な支援方針を策定しており、道といたしましても、困難事例に対しましては、発達障害者支援センター等による技術的助言を行うなど、発達障がいを早期に発見し、適切な支援につなげる体制整備を進めているところでございます。

次に、障がい者差別の解消に向けた取り組みなどについてでございますが、道では、さまざまな障がい特性に応じた接し方、合理的配慮の事例などを広く道民の皆様方に知っていただくため、各地域における道民フォーラムやパネル展の開催、パンフレットの配布などの普及啓発に取

り組んできたところでございます。

障がいのある方への接し方がわからず、結果として差別が生じるおそれもあり、多くの対応事例を知っていただくことが大切でございますことから、道では、本年度、障がい当事者やその関係団体の皆様に、日常生活の中で配慮してほしいことなどをお伺いし、そうした事例を蓄積した上で、対応方法とともに、道民の皆様にホームページを通じて発信していく取り組みを始めたところございまして、今後とも、障がいのある方への差別の解消に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 総合政策部長佐藤嘉大君。

○総合政策部長佐藤嘉大君（登壇）教育の再生に関して、環境変化への対応などについてであります。人口減少や高齢化の急速な進行、労働人口の減少、グローバル化の進展など、本道を取り巻く環境の変化が、地域産業の担い手の不足や、生産、消費の縮小など、経済、道民生活にさまざまな影響を及ぼすことから、持続可能な地域づくりを進めていくためには、多様な人材の活用や地域を支える人材の育成が重要と認識しております。

このため、本年策定の北海道総合教育大綱において、農林水産業や観光産業などの産業人材の育成、世界を意識しながら地域で活躍するグローバル人材の育成などを施策の基本方針に位置づけ、予測困難で、変化が激しく、多様性が高まる社会において、活力ある北海道の創造にチャレンジする北海道人を育成し、北海道を次の世代にしっかりと引き継いでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）安住議員の御質問にお答えをいたします。

まず、発達障がいのある方への切れ目のない支援についてでございますが、発達障がいのある幼児、児童生徒に対して適切な指導や支援を行うためには、市町村が実施する乳幼児健診や、幼稚園、保育所、小中学校などといった各段階において、子どもの障がいを可能な限り早期に把握し、保護者との合意の形成のもと、医療、福祉等の関係機関と連携しながら、指導や支援に生かすとともに、進学時、就労時等において適切に引き継ぐことが重要であります。

このため、道教委では、関係機関による円滑な情報共有を図るため、現在、保健福祉部とともに、全道の14管内において、教育分野と保健・福祉分野が連携して相談支援体制の充実に取り組む特別支援連携協議会や、教員、保健師等が合同で参加するセミナーを開催するなどいたしまして、関係機関のネットワークづくりによる体制整備を図っているところでございます。

道教委といたしましては、今後とも、幼稚園と小学校、あるいは小学校と中学校といった学校間の連携はもとより、学校、医療、保健、福祉、労働等の関係機関による連携をより一層深めるなど、地域における体制整備のさらなる推進を通じて、切れ目のない支援の充実に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えてございます。

次に、今後の教育行政についてでございますが、人口減少の加速化やグローバル化の進展な

ど、社会が急速に変化する中で、地域を支える人材の育成がこれまで以上に重要であると認識いたしております。

このため、道教委では、現在策定中の新たな教育計画において、ふるさとで暮らし、グローバルな視野で、ともに生きる力を育むことや、人口減少の危機に対応するための教育環境を形成することを、喫緊に対応すべき重点として位置づけるとともに、学校教育を担う教職員が、意欲とやりがいを持って健康に働くことができるよう、学校における働き方改革に向け、部活動休養日の完全実施や調査業務の見直しなどに直ちに取り組むとともに、具体的な施策を盛り込んだアクションプランを年度内を目途に作成するなど、教育環境の一層の充実に向けて、知事部局はもとより、学校、家庭、地域と連携しながら、着実に取り組みを進めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 安住太伸君。

○4番安住太伸君（登壇・拍手）（発言する者あり）ただいま、知事、教育長から御答弁をいただきましたが、指摘を交えながら、再度質問します。

初めに、J R北海道についてです。

御答弁にあった、J R北海道側の徹底した自助努力がまず欠かせないとの認識は、今後の方策をオール北海道で進めていく際に外せない前提条件の一つとして、全く同感であり、異論を差し挟む気はありません。

それでも、なお残る最大の課題が、だから国の支援は必要ない、我が社だけでは到底お金は足りないけれどもとする島田社長と、その言葉を受けて、その姿勢を尊重すると答える鉄道局長の、知事や道の皆さんが何度訴えても今もって変わらない認識のずれなのです。

お答えにあったとおり、知事や我々がそれこそ生命線とも考える、貨物需要に即した鉄路、あるいは、まさにこれから議論が本格化する中、むしろ国こそが強く求めてきた観光振興施策と、それをてこにした、いわば起死回生策としての地域活性化戦略の大前提となるはずのネットワークされた鉄路、その存続のために必要な財源が、一体、道と道内の自治体だけで賄い切れるのか。

あたかも、それを、どこまで必要か、切るところは切るなり、負担するところは負担するなりということで、まずは国の支援がない前提で考え抜いて地域がまとめてきたら、まあ、国としても何がしかの支援を考えないわけではないと言わんばかりの姿勢に、多くの皆さんが憤りを感じ、そして懸念を覚えているのではないのでしょうか。

それでも、2019年度までと付された期限を前に、追い立てられるように動き出そうとする自治体あるいは動ける自治体と、情報面、財政面、心理面での制約などから動き出せない自治体との間で、今後、無用な駆け引きやあつれきが生じる事態を強く懸念いたします。

そうなってしまつては、鉄路が寸断されるのみならず、道内の自治体間の連携と道民同士の連帯感までもが寸断される悲惨な末路を招きかねません。

国、J R北海道、道、各市町村の4者が四すくみになっている現状を抜け出し、それぞれがそ

それぞれの責任を果たすことを確約し合った上で、同じ認識で、そろって同じテーブルに着くことができる状況をつくり出し、もって、道内の全ての自治体と道民の心を束ね、続く線路のその先の道へと皆をしっかりと牽引していくこと、それこそがまず何よりも知事の果たすべき使命、知事にしかできない役目であろうと考えます。改めて、知事の覚悟と決意を伺います。

次に、障がいのある方への支援についてです。

発達障がいのある方への支援にかかわり、知事並びに教育長から、早い段階での発見と、一人一人の発育に応じた適切かつ切れ目のない支援や教育が必要である旨の答弁がありました。

しかしながら、用意されているさまざまな機会を通じた、幼少期等の早い段階での発見であっても、それが実際に適切な支援等につながるケースばかりではないことが、私が御紹介した事例からも見てとれるとおり、明らかであり、また問題なのです。

とりわけ、学齢期になったお子さんにかかわり、そうした早期での発見に基づくさまざまな情報が、適切に学校等へ引き継がれていかない現実があり、例えば、個別の教育支援計画の策定へと結びつく事例は全体の3割程度にしかないのが実態と聞き及んでいます。

そこには、断言できないながらも、保護者の皆さんの、うちの子がという意識の壁があるのではないか。その壁の存在が、結果的に、その子にとっての適切な支援、教育を阻んでしまっているというケースが少なくないように思われてなりません。

私自身、一人の親として、親御さんの気持ちは痛いほどよくわかります。ですが、反面、親が、生涯その子に付き添い、亡くなるまで面倒を見ることができるのかということ、そうではないのもまた世の摂理なのです。

障がい早期に発見され、その状態に応じた適切な支援、教育を受けられる可能性が、ひょっとすると、例えば保護者の側の意識により、事実上、阻まれているかもしれないという事態があることについては、私たちの暮らす社会全体が、深く、そして大きな課題をまだ未解決のまま抱えているものと思われまます。

こうした状況を改善するために、一つには、物理的な面で、プロである保健師などが気づいたり感じ取ったりした状態や情報を、まずは保護者の方々に確実にお伝えし、就学時までには共有を図ることで、学校等へ適切につないでいく取り組みを100%に近づけていく努力が重要と思われまます。

もう一つは、より根源的な解決へと結びつく意識的な問題として、社会そのもののありようを変えていく取り組みの重要性があります。

障がいというものは、多様性、個性のあらわれの一つであって、その特性や状態を誰もが理解し、それぞれに合った関係性と、そして、等しく地域の中で安心して暮らし、ともに成長していける社会を皆でつくり上げていくことができる北海道を築くこと、それこそが何よりも大切で、まさしく障害者差別解消法の目指すところではないかと考えまます。

そうした社会の実現に向け、どのように対処していくのか、知事並びに教育長に改めてお伺いいたします。

最後に、本道固有の課題に即した教育の再生についてです。

ただいま、それぞれ御答弁がありました。今回、あえて本道固有としたのは、申し上げた課題が、国というよりも、道こそが今まさに直面しているものであり、その意味で、国からの支援や解決策がおりてくるのをただじっと待っていられるはずのものではないとの意図があつてのことです。

この点で、国の動きや指針等を待つのではなく、主体的に、具体的な課題を想定しながら、その着実な解決を図るべく取り組むという趣旨の御答弁であつたことは評価したいと思います。

ただ、あえて一言申し上げれば、近年の教育現場における多忙化は、学校内外での役割分担の見直しの範疇を超えた、より高度で困難な課題や、社会からの現代的要請に対し、教育全体がどう応えていくのかという部分から生じている面がないわけではないという点は、今回取り上げた教育、そして障がいにかかわる問題に見られるとおりです。

無論、安易に、ただ人をふやせばいいといった議論にくみするものではありません。

ただ、一方で、現場での徹底した役割分担の見直しや外部への委託、さらなるICT化を含めた事務の高度化、効率化の取り組みが、いずれどこかで限界を迎えるのも、我々が直面する課題の重さを考えると、決して遠くはない未来のことと思えるのです。

そのときを迎えた時点で、どのような判断を道が下し、対処を図るのか。そのときこそ、道の真価が問われるものと強く指摘をしておきます。

願わくば、時の知事並びに教育長の英断をもって、国に先んじて独自の先進的取り組みを打ち出す道であることを心から期待し、また、そのための努力を惜しまぬことをともに誓いつつ、以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）安住議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、JR北海道における今後の取り組みについてであります。鉄道網は、道民の皆様の暮らしや産業経済を支える重要な交通基盤でありますことから、幅広い分野の方々の連携協力が欠かせないものと認識をいたします。

今後、道といたしましては、道民の皆様方の関心を高めるためのフォーラムや、国、市長会、町村会、さらにはJR北海道が参画をする鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議などにおいて、国の支援の必要性について認識を深めながら、私自身が先頭に立って、実効ある支援が講じられるよう、オール北海道で国に強く求めてまいります。

次に、発達障がいのある方への支援についてであります。道といたしましては、早期発見、早期療育と、切れ目のない支援体制の構築に、道教委と協働して取り組むとともに、家族やその周囲の方々はもとより、より多くの道民の皆様方の、障がい特性に対する理解を促進するため、フォーラムや広報誌など、あらゆる機会を捉え、発達障がいに関する正しい知識の啓発を行うなどして、今後とも、共生社会の実現を目指してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長。

○教育長柴田達夫君（登壇）安住議員の再質問にお答えをいたします。

発達障がいのある方への切れ目のない支援についてでございますが、発達障がいのある幼児、児童生徒に対し、充実した学校生活と、将来の自立や社会参加に向けた適切な指導、支援を行うためには、可能な限り早期に障がいを把握し、保護者との合意形成のもと、幼児期から学齢期に適切に引き継ぐことや、学校間、各関係機関で情報を共有し、指導等に生かすことが極めて重要であります。

道教委といたしましては、発達障がいのある子どもたちが、学校生活や社会生活のさまざまな場面において、周囲の理解を得ながら困難を克服していけるよう、知事部局と連携しながら、地域における、切れ目のない一貫した指導や支援体制のさらなる充実に努めるとともに、こうした取り組みを通じて、障がいの特性はもとより、個性や多様性を相互に認め合う社会の実現に向け、障がい者への理解の一層の推進を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 安住太伸君の質問は終了いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

9月27日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後3時57分散会